

《たんよう》の現況 TANYO SHINYO KINKO

ディスクロージャー 2026

〔令和8年3月期〕



地元のみなさまと共に…

「シャトー投影」
もとさだ
西村愿定(1914～1993)
(当金庫所蔵)

但陽信用金庫



【本店】

CONTENTS

■ ごあいさつ	2
■ 企業理念・パーパス・中期経営計画等	3
■ 《たんよう》のあゆみ ～100周年の感謝を胸にこれからもあなたのそばに～	5
■ 業績概要(事業の概況)	9
■ 中小企業の経営改善に関する態勢整備と取組状況	12
■ 金融仲介機能のベンチマーク	14
■ 経営者保証に関するガイドラインへの取組み	16
■ 地域活性化支援の取組状況	19
■ お客様保護への取組み	21
■ リスク管理の体制	23
■ コンプライアンスの体制	25
■ 金融円滑化管理体制	26
■ 金融ADR制度への対応	27
■ 各種業務のご案内(主要な事業内容)	28

資料編

■ 信用金庫開示項目一覧	29
■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31
■ 役職員の報酬体系、退職給付会計に関する事項	36
■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況	37
■ 直近の2事業年度における事業の状況	37
■ 預金等に関する指標	39
■ 貸出金等に関する指標	39
■ 有価証券等に関する指標	41
■ 自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ 第3の柱)	43
■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	43
■ 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項	54
■ 定性的な開示事項	62
■ 総代会制度について	65
■ 組織体制、店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)	67

※ 本ディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しました。

私たちは地域の「よろず相談所」でありたいと願っています。



ごあいさつ

平素は、但陽信用金庫に深いご理解と格別のお心寄せを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、本年6月10日に創業100周年を迎えました。この大きな節目に今まで多大なご支援とご愛顧をお寄せいただいた皆様に、改めて深く御礼申し上げますとともに、当金庫の企業理念・経営理念、令和7年度における業績や業務の内容・地域貢献活動などについて、より深くご理解いただきたく「たんの現況」－2026年版－を作成いたしました。創業100周年の特設ページも作成しております。ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度は、少子高齢化による構造的かつ長期的な人手不足に対応して、省力化・DX・ソフトウェアなどへの企業の設備投資が堅調に推移した上に、賃上げ気運の継続や政府による各種の支援策により個人消費が緩やかながら回復したことが景気を下支えしました。さらに、日本初の女性首相に就任した高市首相の「責任ある積極財政」にも景気回復への期待が高まっています。

一方、今後については、本年2月28日に始まった米国・イスラエル両国のイランへの軍事攻撃とそれに伴う原油不足が、世界経済に大きな影響を与えることが懸念されます。

当金庫は、このような不透明な社会情勢の中、地域に根差した金融機関として「長く培ってきた独自性」や「“よろず相談所”の実践」を通じてさらに深化した金融仲介機能の発揮に努めることで、地域になくてはならない金融機関となるよう取り組んでまいりました。

その結果、預金貸出金ともに大幅な業容拡大が図れ、前年度を上回る16億32百万円の当期純利益を確保することができました。これはひとえに、皆様方の温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

今後とも、これまで培ってきた独自の社風・風土を守りつつ「やさしさ、思いやり」をもって、「よろず相談所」の実践に取り組み、お取引先の一先一先に金融業務はもちろん、どのようなことでもお役に立たせていただくべく、さらに積極的に150周年、200周年に向かって取り組んでまいります。

何卒、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

但陽信用金庫

理事長 桑田 純一郎

企業理念(社訓)



パーパス

役職員とお客様の満足、「何をすれば喜んでいただけるか」を追求し、地域の持続的発展に寄与する。

～中期経営計画～

2022年4月～2027年3月

たんようNEXT100

【企業理念(社訓)】
正義・革新・人間愛

【パーパス(私たちの「志」)】

役職員とお客様の満足、「何をすれば喜んでいただけるか」を追求し、地域の持続的発展に寄与する

【ビジョン(「志」を果たすためのあるべき姿)】

「よろず相談所」の実践

かわり、さしでる経営

よりそい、ささえあう経営

新たな「ふれあい」の創造

顧客との共通価値の創造

顧客本位の業務運営

孤立化防止、ケア訪問、ボランティア

「但陽人(じん)の育成」・「風土・カルチャーの醸成」

「独自の風土・風土」「やさしさと思いやりのある金融人」「日常業務を通じたCSR」「コンプライアンスマインド醸成」

【ビジネスモデル 業務運営の基本戦略(SDGsの実践)】

【外部環境】

1.政策、制度面で影響がある事項

- ・日銀異次元金融緩和策の長期化(低金利の継続)
- ・バーゼルIIIの最終化(2025.3末実施:リスクアセットの増加)
- ・FATFへの対応

2.上記以外で影響がある事項

- ・ロシアウクライナ情勢
- ・中東情勢
- ・営業区域内の人口、事業所の減少
- ・持続可能な社会実現の要請(収益の不安定化)
- ・デジタル化の進展
- ・キャッシュレス化の進展
- ・サイバー攻撃への懸念
- ・新型コロナウイルスの影響による信用コストの増加懸念

【内部環境・財務評価】

1.当金庫の強み

- ・集まる預金態勢にあり、流動性預金比率が高い
- ・「知的資産経営」等の各種本業支援取り組み
- ・現役世代取引が多い
- ・独自の社風・風土への評価

2.当金庫の弱み・課題

- ・預貸率の低下
- ・貸出金利回りの低下
- ・有価証券運用におけるリスク性商品の増加(収益の不安定化)
- ・余資運用利回りの低下(R4年度に債券の大量償還 530億円)
- ・OHRの高止まり
- ・自己資本比率の低下

【戦略1】
「狭域高密度経営」の深化

- (1)事業所メインバンク化[本業支援・経営改善支援を基軸とした事業所取引推進]
- ①「知的資産経営支援」「課題把握シート」を中心とした「課題解決型融資推進態勢」の深化
 - ②小規模事業者への推進強化
 - ③各種補助金申請支援・制度融資の活用
 - ④成長期待先の開拓

- (2)個人メインバンク化[キャッシュレス化への対応]
- ①窓口拡大とメイン化推進
 - ②学費戦略の推進強化
 - ③個人向け融資の推進

地域内シェア拡大

(営業エリア内預金・貸出金シェア最終目標26%)

【戦略2】
収益・リスク・資本の最適バランスの追求

- (1)中期的なリスクアパタイト方針および投融資戦略
- ①貸出金:「利息収入重視へ」
 - ②有価証券:「金利リスク主体の運用へ」
 - ③維持すべき経営指標・コア業務純益:10億円以上・自己資本比率:12%以上
- (2)定期的な収益シミュレーションの実施
- (3)経営資源の最適配分・適正化によるコストの削減(店舗運営)

【戦略3】
リスク対応力の強化(ガバナンスの発揮)

- (1)コンプライアンス経営の実践
- ①不祥事件が発生しない態勢の確立
 - ②マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の強化
 - ③「人権デューデリジェンス(人権の尊重・保護)」に対する理解促進と意識向上
- (2)リスク管理態勢の強化
- ①市場リスク管理の高度化
 - ②信用リスク管理の強化
 - ③危機管理体制の強化
 - ④顧客保護等管理態勢の強化
 - ⑤情報セキュリティの強化

【戦略4】
デジタル化の促進

- (1)お客様事業所のデジタル化促進による業務効率化等の支援
- (2)当金庫のデジタル化による業務の効率化推進
- ①「窓口支援システム」の導入に向けた態勢整備(令和9年度以降導入予定)
 - ②信金中金が提供を予定しているDBをはじめとするDXソリューションの導入検討
- (3)利便性向上につながるサービスの推進・提供
- ①口座開設アプリ、バンキングアプリ等の提供による顧客サービスの向上
 - ②通帳アプリへの機能追加
 - ③金融ITイノベーションの研究・対応

【戦略5】
「脱炭素社会」に向けて

- (1)お客様事業所の「脱炭素」に向けた取組みの支援
- ・CO2排出量削減の啓蒙
 - ・信金中金との連携
 - ・企業・団体との連携
- (2)当金庫の「脱炭素」に向けたアクションの検討・実施
- ・計画的な設備投資による消費電力の削減
 - ・化石燃料由来製品の使用削減
 - ・森林資源保護のためのペーパーレス化推進

【戦略6】
「誰一人取り残さない社会」へ

- 地域の面的再生、活性化への積極的な参画
- (1)ボランティア活動を通じた地域社会への貢献
 - ・NPO法人「たんようボランティアセンター」との連携(移送サービス)
 - ・地域行事への積極的参画
 - (2)地域創生
 - ・包括連携協定を基軸とした地域内プロジェクトへの参画・牽引
 - ・「地方総合戦略」への積極的参画
 - (3)高齢者・認知症対策の強化
 - (4)よろず相談体制の強化

「持続性ある(続く)経営」の確立(「利益」は「志」を追い求めた結果としてもたらされる)

■当金庫役職員の信条

1.私たちは仕事を通じ社会のためになります

地域金融機関としての社会的使命と責任を自覚し、金融業務および非金融サービス・社会活動を通じて地域社会の発展に貢献します。

2.私たちは礼儀を正しくします

「礼」とは社会秩序を維持し、人間関係を円滑に運ぶために必要なしきたりであり、「義」は人として当然守るべき倫理・道徳・マナーであることを踏まえて、人として行うべき規律である「礼儀」を常に守り、地域社会の一員として行動します。

3.私たちは勇気をもってことにあたります

当金庫の企業理念である「正義」「革新」「人間愛」および「経営の基本方針」に沿って、職員一人ひとりが不正や矛盾に対して毅然とした態度で臨み、社会正義に照らして職務を遂行します。

4.私たちは信義を重んじます

全ての行動において、相手の信頼を裏切らないよう誠意をもってあたることはもちろん、相手に過度の期待を与えないよう心して行動します。

5.私たちは質素を旨とします

業務遂行に当たっては当然のこと、個人生活においても、虚飾に走ることなく、浮利を追うことなく、堅実な生活を実践します。

■行動綱領

「信用金庫」は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力してきました。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために行動綱領を定め、これを遵守します。

1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫の持つ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4.地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

5.人権の尊重

当金庫および当金庫の役職員は、「日本国憲法」をはじめ、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権3法等を遵守し、すべての人々の人権を尊重します。

6.職員の働き方、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7.環境問題への取組み

2050年のカーボンニュートラル達成を目標に「脱炭素社会」への対応が求められる中、お客様への適切な助言と的確な資金提供に努めると同時に、当金庫自身の対応についても積極的な取り組みが求められています。資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与するサービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

8.社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に参画し、その発展に取り組みます。

9.反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応が求められる事項に基づき、「当金庫における取引のリスク評価書」、「顧客受入に関する方針」、「顧客リスク格付」、「継続的顧客管理に関する方針」を策定し、法令や金庫諸規程に基づくリスク低減措置を講じながらお客様との取引を行うことでマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策の高度化に努めます。

どのようなことでもお気軽に“よろず相談所”

私たちは、地域の「よろず相談所」でありたいと願っています。
“金融(おかね)”のことはもちろん、その他あらゆる「悩み・相談」に対し、共に考え、共に悩み、解決に向け努力して参ります。
私たちで対応・解決できない場合は、お取引いただいているあらゆる業種の方々に相談し、また紹介させていただきます。
但し信用金庫の窓口を「暮らしのあんしんコーナー」としていただき、何なりとお気軽に声をおかけください。

ご相談窓口

●各営業店の支店長および「よろず相談室」(本部)

電話(フリーダイヤル)0120-200-707

相談受付時間／午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)





おかげさまで当金庫は、創業100周年の大きな節目を迎えました。
これも偏に皆様方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より御礼申し上げます。

“100周年の感謝を胸に これからもあなたのそばに”

当金庫はこれからも皆様によりそい、「よろず相談所 但陽信用金庫」として、心ふれあう
おつきあいを大切にしている所存でございます。
今後とも、より一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



創業当時の事務所



生野町口銀谷512番地に新築移転した当時の事務所(昭和5年)



現在の生野支店の場所(生野町511番地)に新築移転した当時の本店(昭和27年)



創立30周年記念割増金附定期預金チラシ(昭和31年)



本店営業室風景(昭和32年2月)



姫路支店開店時の彫刻引き継ぎ式(昭和41年3月7日)



社内報「たんよう」第1号表紙(昭和45年)



職員集会所(昭和49年に取り壊され、この地に但陽会館を建設)



完成した職員研修所(のちの但陽会館・昭和50年12月20日)



創業60周年メッセージを掲載した社内報(昭和61年)



預金1,000億円達成(昭和57年12月)



預金5,000億円達成(平成18年4月)



預金1兆円達成(令和6年6月)



100周年を記念して、オリジナルキャラクターが誕生！

「当金庫発祥の地である生野町」の黒川地域は国の天然記念物オオサンショウウオの生息地として知られており、NPO法人日本ハンザキ研究所によって調査研究や保護活動が行われています。
本キャラクターはこのオオサンショウウオをモチーフとして誕生しました。
今後、店舗の看板やチラシ、ホームページや総合口座通帳などに様々なポーズで登場し、彩りを添えてくれます。

店舗の新設等

昭和26年	9月	栗賀支店
27年	12月	中川支店
30年	8月	甘地支店
33年	4月	寺前支店
35年	9月	香呂支店
38年	5月	福崎支店
41年	3月	姫路支店
42年	12月	朝来支店
		△中川支店
44年	10月	城北支店
45年	12月	高砂支店
47年	9月	△寺前支店
	11月	土山支店
50年	4月	姫路南支店
51年	12月	加古川支店
53年	9月	別府支店
55年	3月	姫路西支店
	12月	東加古川支店
57年	3月	加古川駅前支店
58年	3月	北野支店
		(◇東加古川支店)
	9月	加古川東支店
59年	5月	○福崎支店新築
	6月	高砂中央支店
	9月	大塩支店
61年	5月	本荘支店
62年	9月	加西支店
63年	5月	生野支店(◇本店)
		△加古川駅前支店
		○本店
		平野支店
		(◇加古川支店)
	10月	溝口支店
平成2年	10月	姫路灘支店
3年	10月	神野支店
4年	12月	高砂西支店
6年	10月	稲美支店
10年	3月	北野支店新築
	11月	姫路東支店
11年	7月	寺前支店
12年	5月	高砂支店新築
	11月	姫路南支店新築
13年	12月	尾上支店
14年	6月	別府支店増改築
18年	11月	○栗賀支店新築
19年	3月	姫路北支店
20年	12月	勝原支店
22年	11月	城西支店
24年	4月	飾磨支店
25年	1月	姫路支店新築
28年	10月	○朝来支店新築
29年	5月	和田山支店

(注) (◇)名称変更、○移転、△廃止



旧栗賀支店 (S29.3撮影)



旧朝来支店 (S42.12撮影)



旧中川支店 (S30.5撮影)



旧高砂支店 (S45.12撮影)



旧寺前支店 (S33.4撮影)



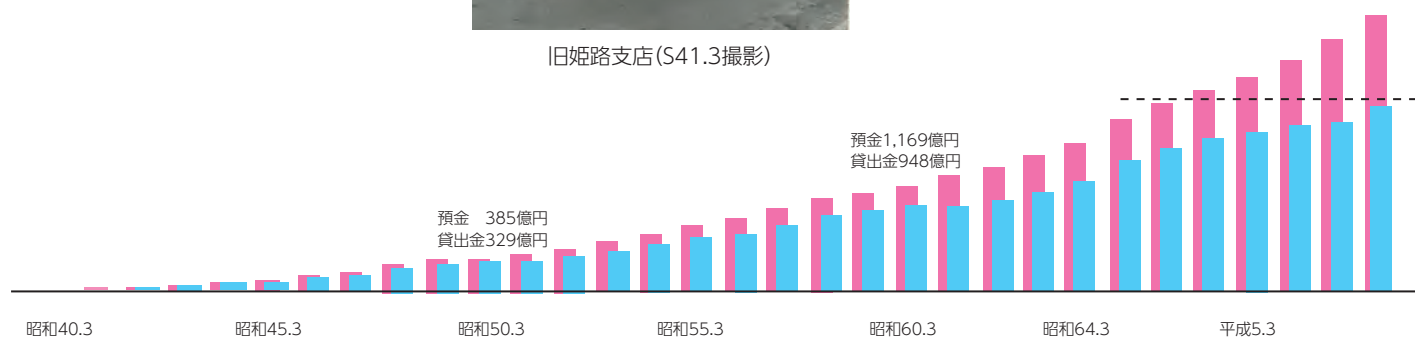
旧姫路南支店 (S54撮影)



旧姫路支店 (S41.3撮影)



旧加古川駅前支店
(加古川サンライズビル1F S57.3撮影)

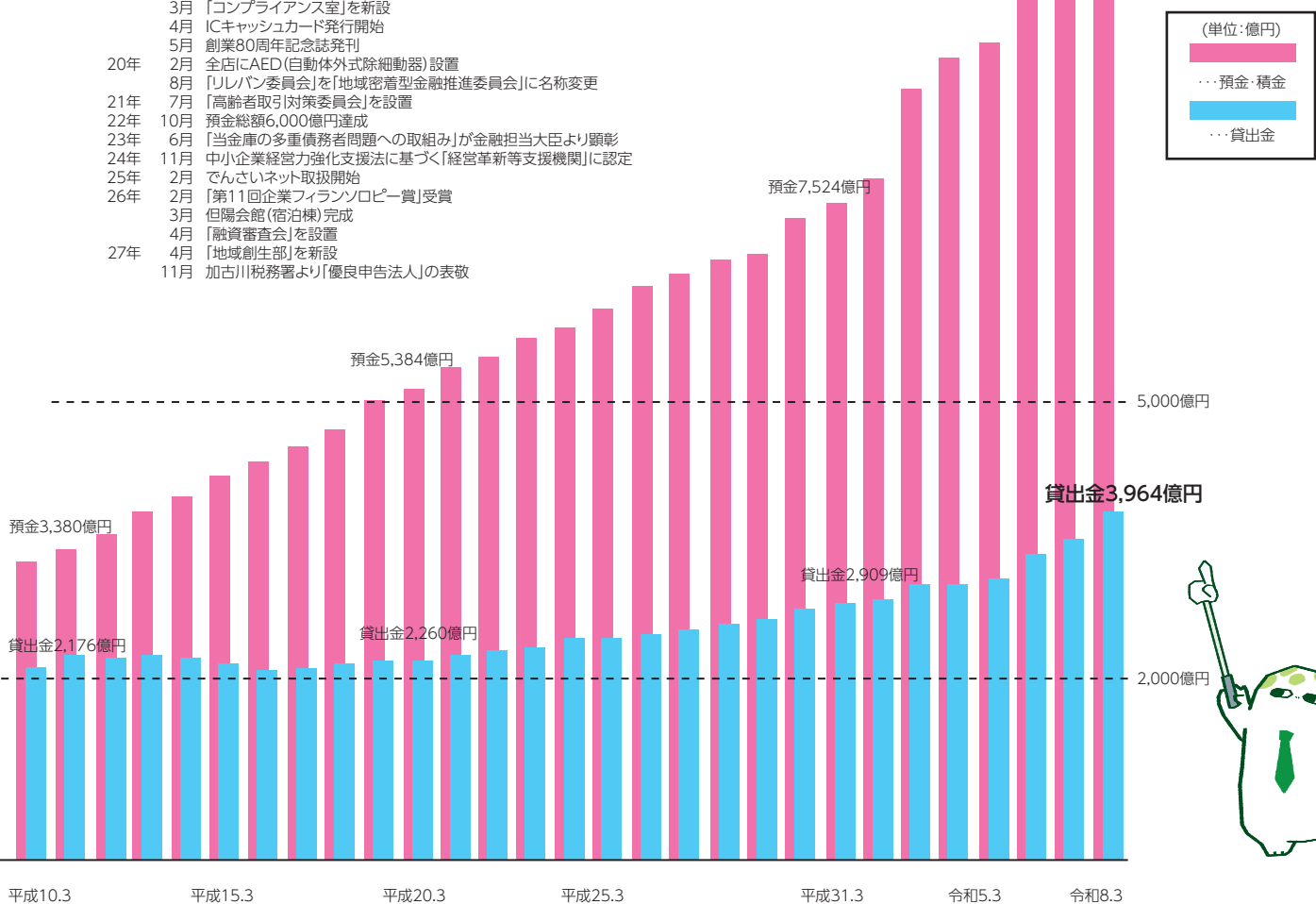


沿革

大正15年	6月	産業組合法による有限責任生野信用組合設立
昭和22年	8月	産業組合法による保証責任生野町信用購買利用組合設立
27年	3月	信用金庫法による信用金庫に改組し、名称を但陽信用金庫と決定
44年	3月	預金総額100億円達成
47年	11月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始
48年	4月	城北支店事務センターを新設
50年	12月	「但陽会館」新築
52年	5月	加古川本部を新設
53年	7月	オンライン稼働(当座、普通)
	11月	両替商業事務取扱開始
57年	12月	預金総額1,000億円達成
58年	5月	融資オンラインスタート
61年	12月	貸出金総額1,000億円達成
63年	5月	本店を生野町から加古川市へ移転、旧本店を生野支店とする
平成元年	10月	平野事務センター完成
2年	5月	共同オンラインスタート
	9月	預金総額2,000億円達成
3年	1月	サンデーバンキング取扱開始
7年	11月	日本銀行と貸出取引開始
	12月	但陽会館新館竣工
8年	4月	預金総額3,000億円達成
	5月	貸出金総額2,000億円達成
	11月	渉外支援システム導入
10年	10月	休日相談コーナー開設
11年	1月	「コンプライアンス委員会」設置
	9月	モバイル・バンキングサービスを開始
12年	1月	NPO法人但陽ボランティアセンター設立
	7月	「ALM委員会」設置
	10月	但陽ビジネスサービス(株)設立
13年	2月	預金総額4,000億円達成
	3月	テレホンバンキングサービス開始
	4月	保険窓口販売取扱開始
	10月	確定拠出年金業務取扱開始
14年	2月	本店別館増築竣工
	11月	インターネットバンキングスタート
15年	2月	個人向け国債取扱開始
	4月	新渉外支援システム開始(PDA)
	7月	「リレバン委員会」設置
16年	6月	法人インターネットバンキング取扱開始
17年	4月	本部組織の一部変更(監査部)
	6月	「よろず相談室」を新設
18年	3月	ATMによる通帳繰越取扱の開始
	4月	預金総額5,000億円達成
19年	3月	ATM利用手数料の無料化開始
	3月	「コンプライアンス室」を新設
	4月	ICキャッシュカード発行開始
	5月	創業80周年記念誌発行
20年	2月	全店にAED(自動体外式除細動器)設置
	8月	「リレバン委員会」を「地域密着型金融推進委員会」に名称変更
21年	7月	「高齢者取引対策委員会」を設置
22年	10月	預金総額6,000億円達成
23年	6月	「当金庫の多重債務者問題への取組み」が金融担当大臣より顕彰
24年	11月	中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定
25年	2月	でんさいネット取扱開始
26年	2月	「第11回企業フィランソロピー賞」受賞
	3月	但陽会館(宿泊棟)完成
	4月	「融資審査会」を設置
27年	4月	「地域創生部」を新設
	11月	加古川(税務署より「優良申告法人」)の表敬

28年	5月	預金総額7,000億円達成
	6月	創業90周年
29年	1月	「神河町のお茶園継業セットアップ事業」が地方創生に資する特徴的な取組事例として地方創生担当大臣より表彰
	2月	「総合企画部」「融資管理部」を新設
	6月	預貸和1兆円達成
31年	2月	営業エリア内の自治体・商工団体との「地域創生に関する包括連携協定」締結を完了
令和元年	8月	「職員相談室」を新設
	9月	「但陽美術館別館」開館
	11月	「個人営業推進部」「事業所営業推進部」「経営相談部」を新設
2年	2月	「緊急特別融資(コロナウイルス対応)」創設
	3月	「新型コロナウイルス対応」相談窓口の設置
	4月	「たんようSDGs宣言」を公表
	4月	預金総額8,000億円達成
	5月	第23回「信用金庫社会貢献賞」において「会長賞」を受賞
	6月	貸出金総額3,000億円達成
	10月	「たんよう赤十字奉仕団」の結成
	12月	預金総額9,000億円達成
3年	8月	兵庫県立大学産学連携・研究推進機構との「産学連携協力の推進に係る協定」の締結
4年	3月	創業95周年事業の一環として、朝来市へ彫刻「オウシ・ソウケイ 大地からのおくりもの-林-」を寄贈
	3月	「但陽信用金庫の認知症/バリアフリー宣言」を公表
	4月	創業95周年事業として営業地域内の自治体に寄付
	5月	「マネロン等対策委員会」を新設
5年	3月	脱炭素の取組みのひとつとして、朝来市と「J-クレジット購入希望者の紹介業務に関する協定」を締結
	4月	加古川市へ1,000万円の寄贈による紺緞褒章拝受
6年	2月	「Bank Pay」、「ことう送金」の取扱開始
	3月	当金庫内(本支店間)振込手数料をすべて「無料」に
	6月	預金総額1兆円達成
7年	4月	加古川市のネーミングライツパートナーとして「加古川市営駐車場」「加古川ウェルネスパーク」の命名権を取得。それぞれ愛称が「たんようカーパークつつじ」「たんようウェルネスパーク」となる。
	5月	全店にデジタルサイネージを配備
8年	1月	東播2市2町第三セクターの地域新電力会社「とうばんグリーンエナジー(株)」の設立に出資
	2月	「ゼロカーボンなまち」の実現を目指す神河町、(株)パイウィルと連携協定締結

預金1兆264億円



出張所(店外ATM)の新設等

昭和57年	4月	寺前駅前出張所(栗賀)(△平成14年5月)	7月	イーグレひめじ出張所(姫路)
	9月	JR溝口駅出張所(香呂)(△平成元年9月)		(△平成31年3月)
61年	1月	姫路聖マリア病院出張所(香呂)	8月	トーホー高砂出張所(高砂中央)
63年	2月	アリオ加古川(△グリーンプラザべふ)出張所 [別府]		(△平成30年6月)
	11月	加古川市役所出張所(本店)	11月	姫路赤十字病院出張所(姫路西)
	12月	大塩駅前出張所(大塩)(△平成12年2月)	11月	姫路亀山出張所(飾磨)
平成2年	10月	公立神崎総合病院出張所(栗賀)	14年	4月 マルアイ城の宮出張所(土山)
	11月	ドライブインながさわ出張所(土山)		5月 マックスバリュ岡田出張所(城西)
		(△平成13年11月)		5月 マルアイ辻井出張所(姫路北)
				(△令和元年11月)
	12月	姫路医療センター(国立姫路病院)出張所 [姫路](△令和2年7月)	11月	ヤマトヤシキ加古川店出張所(本店)
5年	4月	コープ白浜出張所(姫路灘)	12月	イオンタウン加古川西出張所(高砂)
		(△平成14年4月)	15年	1月 姫路循環器病センター出張所(城西)
	12月	加古川西市民病院(加古川市民病院)出張所 [本店](△平成28年6月)		(△令和4年3月)
6年	4月	ライフ福岡出張所(福岡)	3月	アステアかさい出張所(加西)
	10月	加古川東市民病院(神鋼加古川病院)出張所 [別府](△平成28年6月)		(△令和6年6月)
7年	2月	JR福岡駅出張所(福岡)	4月	大手前出張所(姫路)(△平成31年2月)
	8月	ジョイパーク加古川出張所(本店)	6月	マルアイ木村出張所(本店)
		(△平成25年8月)	12月	イオン宮西出張所(姫路)(△令和3年11月)
	10月	マックスバリュ豊富出張所(香呂)	16年	10月 マルアイ一色出張所(別府)
8年	2月	マックスバリュ市川出張所(甘地)	11月	イオンモール姫路大津出張所(勝原)
	3月	ヤマトヤシキ加古川店カピル出張所(本店)	17年	5月 ディオ明石出張所(土山)(△令和元年7月)
		(△平成14年11月)	10月	マックスバリュ宝殿出張所(高砂)
	9月	ロイヤルホームセンター加古川出張所(別府)	18年	3月 県立加古川病院出張所(平野)
		(△平成16年10月)		(△平成21年10月)
	9月	マックスバリュ今福出張所(尾上)	6月	県立総合リハビリセンター出張所(土山)
9年	2月	加古川市役所職員出張所(本店)		(平成24年6月)
		(△平成24年9月)	7月	マルアイ東加古川出張所(加古川東)
	3月	東加古川駅前出張所(加古川東)	11月	神河中村出張所(栗賀)(△平成30年3月)
		(○平成15年11月)	2月	マックスバリュ書写出張所(姫路北)
	11月	マルアイ野口出張所(平野)	2月	マックスバリュ安室出張所(姫路北)
10年	2月	加古川石守ショッピングタウン出張所(北野)	8月	マックスバリュ稲美出張所(稲美)
	5月	アスバ高砂出張所(高砂中央)	10月	マルアイ広峰出張所(城北)
	6月	トーホー大塩出張所(大塩)(△令和5年1月)	11月	マックスバリュ英賀保出張所(飾磨)
	10月	加古川総合文化センター出張所(北野)	12月	マックスバリュ青山出張所(姫路西)
		(△平成29年8月)	12月	ヤマダストアー新青山(△ヤマダストアー 青山)出張所(姫路西)
	12月	コープ砥堀出張所(城北)	20年	4月 マルアイ広畑出張所(勝原)(△令和4年3月)
	12月	モリス高砂米田出張所(高砂)	5月	イオン和田山(△エスタと和田山)出張所 (和田山)
		(△平成17年6月)	10月	イオンタウン姫路別所出張所(姫路東)
11年	2月	マックスバリュ安田出張所(本店)	10月	イオンモール加西北条出張所(加西)
	2月	マルアイ伊保出張所(高砂西)	21年	1月 イオンタウン野口出張所(平野)
	2月	加古川中津出張所(本店)(△平成20年8月)	2月	マルナカ広畑出張所(勝原)
	3月	マックスバリュ友沢出張所(本店)	11月	県立加古川医療センター出張所(北野)
	4月	ヤマダストアー花田出張所(姫路東)	22年	4月 イオンタウン東加古川出張所(土山)
	7月	甲南加古川病院出張所(神野)	4月	マックスバリュ西今宿出張所(城西)
		(△平成25年9月)	6月	ニッケパークタウン出張所(本店)
	8月	ショッピングコートビノ高砂出張所 [高砂中央](△平成24年2月)	23年	2月 イオンタウン姫路出張所(姫路南)
				(△令和5年1月)
	11月	朝来ショッピングモールアルパ出張所 [朝来](△平成28年10月)	5月	コープ神吉出張所(高砂)
12年	3月	マルアイ浜の宮出張所(別府)	9月	マックスバリュ東山出張所(姫路灘)
	6月	マックスバリュ町田出張所(姫路西)	11月	イオン姫路出張所(城北)
	6月	マックスバリュ香寺出張所(香呂)	3月	ヤマダストアー阿弥陀出張所(高砂西)
		(△平成29年10月)		(△令和3年1月)
	6月	マルアイアンピック(△マルアイフエルト) 出張所(姫路)	5月	マックスバリュ溝口出張所(溝口)
	7月	コープ播磨出張所(本荘)	9月	マルアイ八幡出張所(神野)
	7月	マルアイ城北出張所(城北)	10月	マルアイ今福(△マルアイ南備後)出張所 [本店]
		(△平成19年10月)	27年	1月 朝来市役所出張所(和田山)
	7月	マックスバリュ加西南出張所(加西)	28年	2月 フレッシュバザール和田山玉置出張所 (和田山)
		(△令和3年2月)	4月	BiVi土山出張所(本荘)
	9月	イオン土山出張所(土山)(△令和元年5月)	5月	朝来医療センター出張所(和田山)
	10月	トーホー曾根出張所(高砂西)		(△令和3年12月)
		(△令和6年9月)	7月	加古川中央市民病院出張所(本店)
	11月	コープ田寺出張所(姫路)	10月	新井出張所(朝来)(△平成29年12月)
	11月	コープ稲美出張所(稲美)(△令和2年8月)	10月	山東出張所(和田山)
	12月	的形出張所(大塩)(○平成27年7月)	2月	マルアイ本社・神野店出張所(北野)
13年	2月	マックスバリュ水足出張所(北野)	7月	マルアイ中津出張所(本店)
	3月	マックスバリュ御国野出張所(姫路東)	2年	7月 マルアイ六分一出張所(土山)
		(△平成26年3月)	3年	11月 高砂市役所出張所(高砂中央)
	6月	JR加古川駅ハート・イン出張所(本店)	5年	2月 マルアイ広畑出張所(勝原)
		(△平成27年11月)	3月	マックスバリュ宮西出張所(姫路)
	6月	JR姫路駅ハート・イン出張所(姫路南)	6月	山陽姫路駅出張所(姫路)
		(△平成28年2月)	7年	8月 マルアイ曾根出張所(高砂西)

(注) △名称変更、○移転、△廃止



CD1号店 旧寺前駅前出張所
(昭和57年4月撮影)

**100周年を記念して、
新しいデザインの通帳を
採用しました。**



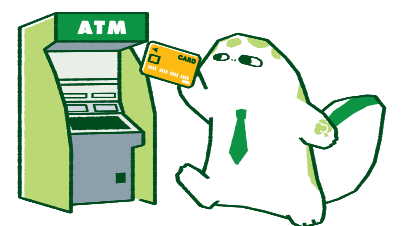
総合口座通帳(青)



総合口座通帳(赤)



総合口座通帳(キャラクター)



業績概要(事業の概況)

2025年度の業績について

2025年度は、国内において構造的な人手不足や物価上昇、政策金利引き上げに伴う金利上昇など変化の大きい金融経済環境が続く中、米国・イスラエルのイランへの軍事攻撃とそれに伴う原油不足が世界経済だけでなく国内にも大きな懸念を与えています。

そのような中、当金庫は、「よろず相談所」「パーパス経営の実践」に努めるとともに、預金については、「間口拡大、メイン化推進」、貸出金については、お取引先事業所への本業支援・経営改善支援、個人のお客様への生活設計支援を愚直に継続し、より一層の金融仲介機能の発揮に努めました。

この結果、預金・貸出金ともに業容の拡大が図れ、前期を上回る16億32百万円(前期比1億38百万円、9.26%増)の当期純利益を計上しました。

今後とも、これまで培ってきた独自の社風・風土を守りつつ「やさしさ、思いやり」をもって、金融業務はもちろんどのようなことでもお役に立たせていただくべく取り組んでまいります。

但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を揚げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



サービス網について

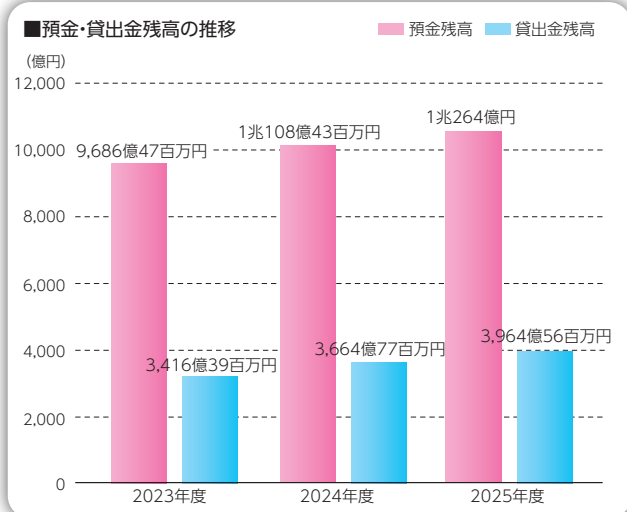
2025年8月15日(金)に「マルアイ曾根出張所」を開設しました。

2026年6月末現在で、34店舗71出張所(店外ATM)の店舗網となっています。



マルアイ曾根出張所
(営業時間)
平日: 8:00~21:00
土・日・祝日: 8:00~21:00

■ 預金・貸出金について



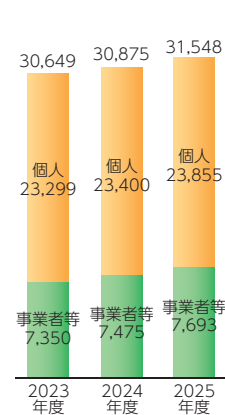
■ [預金について]

預金については、政策金利引き上げにより預金金利が上昇し定期預金獲得競争が過熱しつつある中、引き続き個人先および事業先の「間口拡大、メイン化推進」に注力することで「集まる預金態勢」の強化に努めました。

その結果、期末残高は1兆264億円(前期比155億円、1.53%増)と増加が図れ、定期性預金が同170億円増加しましたが、流動性預金は同▲14億円と減少しました。

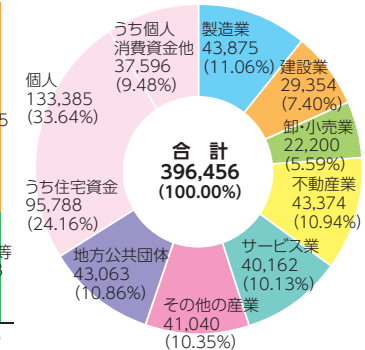
また、人格別においても法人預金が同173億円増加しましたが、個人預金は▲39億円の減少となりました。

■ 貸出先数(単位:先)



■ 貸出金の業種別内訳

(2026年3月末現在 単位:百万円)



(注)・個人事業主の方の個人消費資金は、個人向資金として計上しています。

■ [貸出金について]

米国関税措置の影響や原材料、燃料価格、賃金等の高騰による厳しい経営環境が続く中、これまで通り、対面(Face to Face)での営業・伴走活動により、お取引先事業者への資金繰り支援・本業支援・経営改善支援、及び個人のお客様への生活設計支援に最優先で取り組みました。

その結果、貸出金の期末残高は3,964億円(前期比299億円、8.18%増)となり、事業性融資が182億円、個人向け融資が72億円、地元地公体向け融資が44億円それぞれ増加しました。

■ 損益について

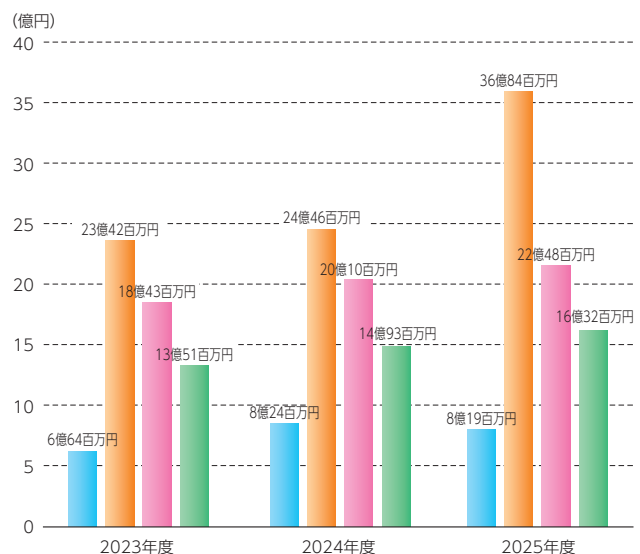
損益については、政策金利引上げに伴う金利上昇から、預け金利息・有価証券利息配当金収入が増加し、貸出金も景気回復や本業支援・資金繰り支援への取組み強化により残高・利息収入ともに増加したことから、資金利益は112億15百万円(同15億74百万円、16.33%増)となりました。

経費は、他企業に遜色ない賃上げ実施により人件費が84百万円、物件費が65百万円増加したことから、77億42百万円(同2億2百万円、2.68%増)となりました。債券・株式の売買損益は、債券5勘定尻が、有価証券の損失処理を進めたことから▲28億50百万円の損失(同▲12億28百万円、▲75.75%減)株式3勘定尻が、15億68百万円(同4億34百万円、38.32%増)の利益計上となりました。

経常利益は、22億48百万円(同2億37百万円、11.83%増)、当期純利益は16億32百万円(同1億38百万円、9.26%増)を計上しました。

■ 損益状況の推移

業務純益 コア業務純益 経常利益 当期純利益



ワンポイントメモ

- ・業務純益：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・コア業務純益：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・経常利益：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・当期純利益：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

自己資本比率について

〈国内基準行向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2026年3月期の自己資本比率

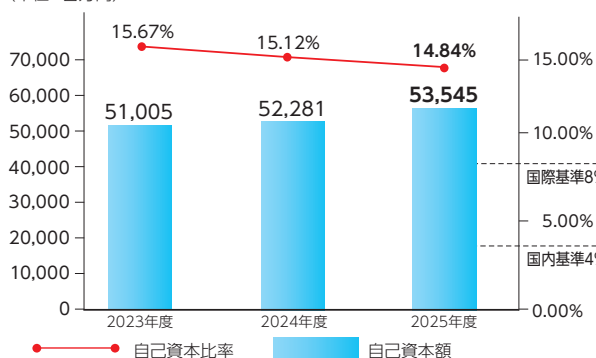
$$= \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額54,603百万円-コア資本に係る調整項目の額1,058百万円)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額342,642百万円+オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷8%18,031百万円}} \times 100 = 14.84\%$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2025年度の自己資本比率は、前期比△0.28ポイント低下の14.84%となりましたが、依然として国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元皆様の支援に積極的に取り組んでまいります。

(単位：百万円)



信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況

〔信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体・連結】〕

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	1,341	1,341	718	622	100.00	100.00
	2025年度	1,416	1,416	697	719	100.00	100.00
危険債権	2024年度	4,353	4,071	2,931	1,139	93.52	80.17
	2025年度	4,227	3,915	2,816	1,098	92.62	77.87
要管理債権	2024年度	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年度	692	310	303	7	44.80	1.83
三月以上延滞債権	2024年度	-	-	-	-	-	-
	2025年度	26	24	24	0	93.44	13.56
貸出条件緩和債権	2024年度	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年度	665	285	278	6	42.85	1.77
小計(A)	2024年度	6,397	5,755	3,983	1,771	89.95	73.37
	2025年度	6,336	5,642	3,817	1,824	89.04	72.43
正常債権(B)	2024年度	360,948					
	2025年度	390,892					
総と信残高(A)+(B)	2024年度	367,346					
	2025年度	397,228					

不良債権比率 (A)/(A)+(B)×100	2024年度	1.74%
	2025年度	1.60%

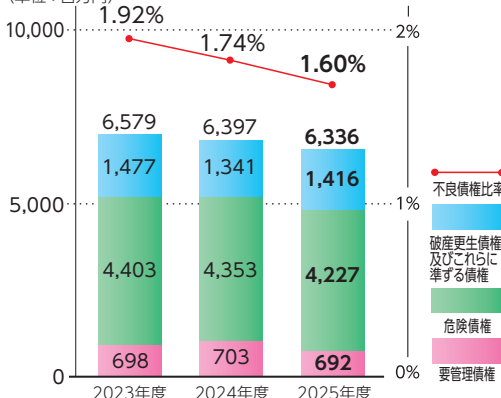
※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。
※不良債権比率は単位未満を四捨五入して表記しています。
※上記開示計数は、単体・連結とも同一です。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率と残高推移

(単位：百万円)



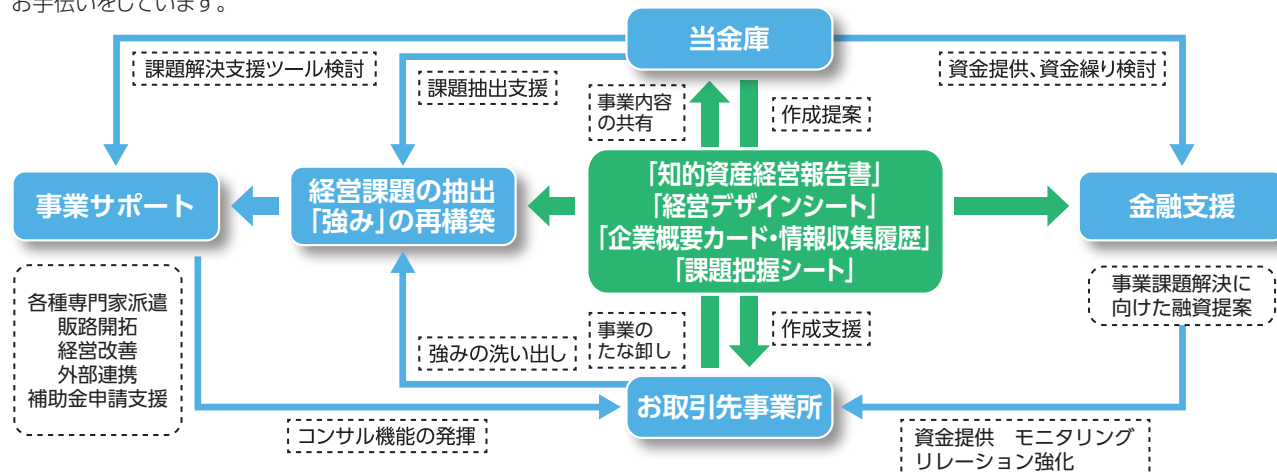
中小企業の経営改善に関する態勢整備と取組状況

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



●「課題解決型経営」への支援方針・体制

当金庫は、「知的資産経営報告書」「経営デザインシート」の作成支援や当金庫独自のお取引先事業所の情報蓄積ツールである「企業概要カード・情報収集履歴」と事業内容把握のためのヒアリングシートである「課題把握シート」の作成を通じて、お取引先事業所の事業の強みと経営課題の抽出を行い、外部機関・外部専門家とも連携しつつ、ビジネスマッチングや販路拡大等の事業サポート、金融支援による課題解決のお手伝いをしています。



●事業サポートと外部専門家・外部機関

経営改善支援、事業再生支援	「知的資産経営支援セミナー」開催 「経営デザインシート・報告書」作成支援	販路開拓	人材支援	外部連携	「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の活用
・中小企業活性化協議会 ・公認会計士、税理士等	・中小企業診断士	・兵庫県信用金庫協会川上・川下ビジネスネットワーク事業 ・(公財)大阪産業局 大阪府ものづくりB2Bネットワーク ・しんきんコネクト ・よい仕事おこしネットワーク	・ひょうご専門人材相談センター ・パーソルホールディングス(株) ・(株)マイナビ ・(株)YOLO JAPAN	・信金キャピタル(株) ・兵庫県働き方改革推進支援センター ・兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター ・兵庫県知財総合支援窓口 ・(公財)ひょうご産業活性化センター	・(公財)ひょうご産業活性化センター

主な中小企業経営支援に関する取組状況



1. お取引先事業所の資金繰り支援・事業サポート

当金庫はお取引先事業所の資金調達、お借入れ方法の変更、特に長期の分割返済で借入すべき設備対応資金や長期運転資金と、短期借入で対応すべき経常運転資金を見直し、**長期借入・短期借入の組み換えを行うことで、資金繰りの改善を支援**させていただいています。

併せて、**各種補助金・助成金申請のお手伝いをはじめ、お客様の事業の課題解決につながる各種サポート**を行っています。お気軽にお声がけください。

ご相談窓口は...
当金庫各店舗または本店本部

本店本部フリーダイヤル：**0120-200-707** まで

2.「知的資産経営」支援

「知的資産」とは、バランスシートに記載されている資産以外の、形や計数で表すことができない資産(経営理念・人材・技術力・組織力・ネットワークなど)を指しており、これらを自社の強みとして経営者と社員が共有し、経営資源として有効に活用することにより自社の価値向上に結び付けることを「知的資産経営」といいます。

当金庫は、2009年度から「知的資産経営」支援への取組みを開始しました。

2025年度は、5月～9月に「知的資産経営支援セミナー」を「朝来」「加古川」「神崎」「姫路」の4会場で開催、さらに「経営デザインシート作成セミナー」では、当金庫の支店長および渉外担当者が参加事業所を伴走支援しました。

2026年度は、5月に「知的資産経営支援セミナー」を「市川」「加古川」会場で、7月～2月(4回コース)に「経営デザインシート作成セミナー」を「加古川」「朝来」「福崎」「姫路」の4会場で開催します。



〔経営デザインシート作成セミナー〕

スマホで詳しく！

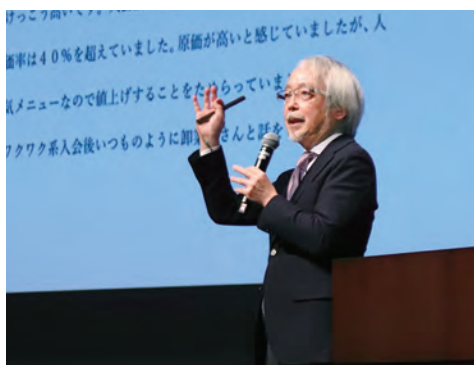
《たんのよう》の「知的資産経営」支援の詳細を掲載しています。→



3.“希望の商い・ワクワク系”実践と伴走支援

当金庫は、オラクルひとしくみ研究所 代表 小阪裕司氏の“商いの理論と実践手法”「ワクワク系マーケティング」セミナーを開催しています。

全都道府県及び海外から千数百社が集い、取り組まれている「ワクワク系マーケティング実践会」においては、人の「感性」と



小阪裕司氏

「行動」を軸に「動機づけ」と「絆づくり」を二本柱とした商いの考え方と実践手法を、参加事業者自らの商いの場で実践・計測することで、楽しく仕事ができるビジネスモデルを築く取組みを行っています。

入門講演に続く「ワクワク系実践講座」(2025年6月～12月(4回コース))を開催、当金庫の渉外担当者が実践講座に同席するとともに、その後も参加事業者様を継続して訪問し、伴走支援に努めさせていただきます。

2026年度も同様に、姫路市で入門講演を4月に、加古川市で実践講座を6月～12月(4回コース)に開催します。

4.「ものづくりB2Bネットワーク」を活用した製造業のためのビジネスマッチング支援



公益財団法人大阪産業局が運営する標記ネットワークを通じて寄せられる「こういったモノを試作して欲しい」「こういう技術を持つ事業所を探している」といった要望について、渉外担当者がお客様事業所へその情報をお届けし、ビジネスマッチングのお手伝いをしています。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度
情報提供件数	134件	174件	143件
エントリー件数	160件	166件	133件
商談件数	66件	89件	74件

5.お取引先の補助金申請支援

2013年4月の取組開始から2026年3月末までに775件の申請支援に取り組み、うち347件(補助金合計額74億34百万円)が採択されました。

補助金の種類	採択件数
ものづくり・商業・サービス補助金	192件
事業再構築補助金	122件
創業・事業承継関連補助金	18件
省力化投資補助金	7件
新事業新出補助金	3件
その他補助金	5件
合 計	347件

6.「五つ星ひょうご」への申請のお手伝いをしています。

兵庫県と公益社団法人兵庫県物産協会では、兵庫の豊かな自然や歴史・文化を生かした商品のうち、《地域らしさ》に加えて、これまでにない新規性やオリジナリティなどの《創意工夫》が施された逸品を、「五つ星ひょうご」の統一ブランド名で全国に発信しています。

当金庫は、お取引先に対し、「五つ星ひょうご」への申請支援を行っており、2026年「五つ星ひょうご」には、当金庫の取引先や申請をお手伝いした先が選定されています。



五つ星ひょうごのホームページ

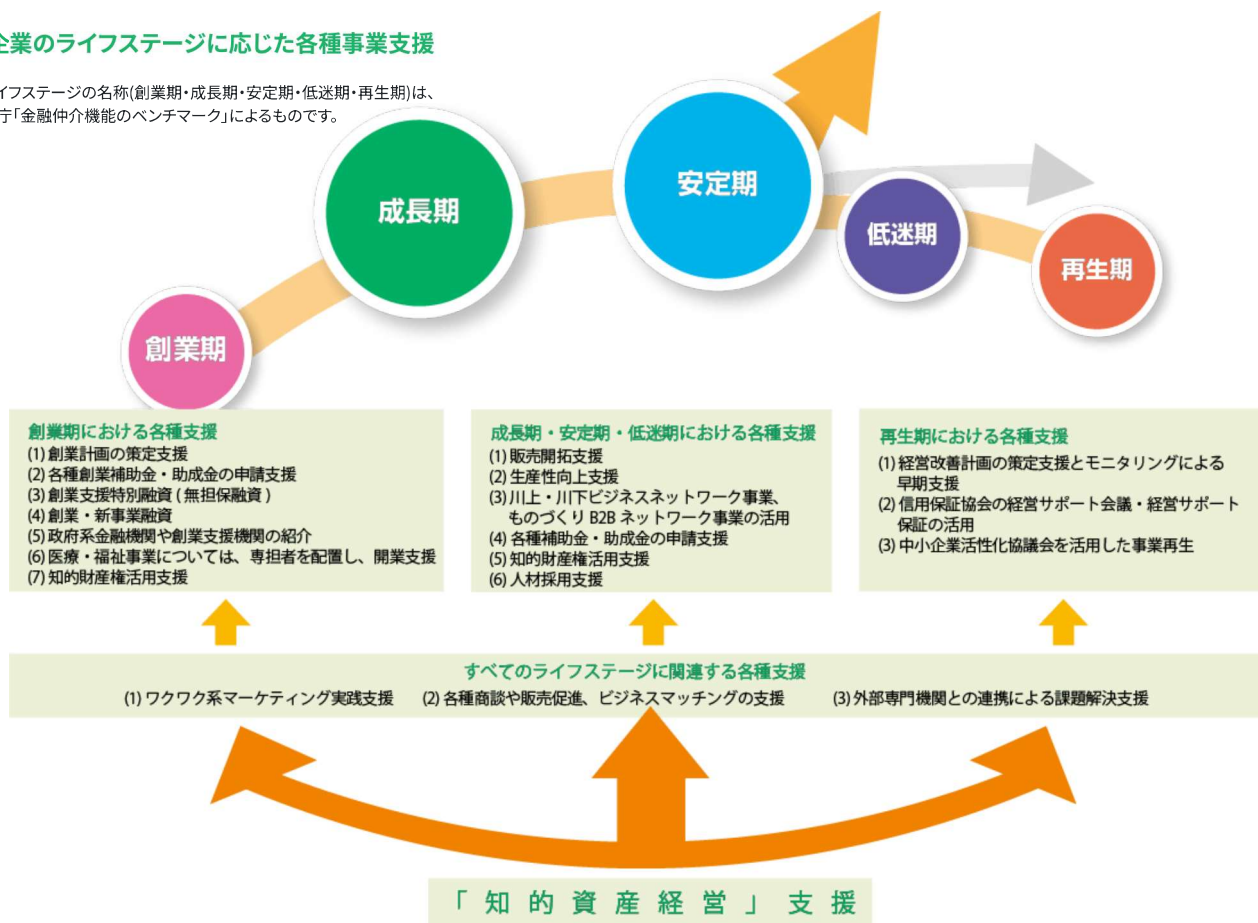


金融仲介機能のベンチマークに関する開示

当金庫は、中小企業のライフステージに応じた経営支援や事業性評価に基づく融資等を行っております。これらの取組みについてより理解を深めていただくために、「金融仲介機能のベンチマーク」を用いて、当金庫の金融仲介の取組みを具体的に開示いたします。

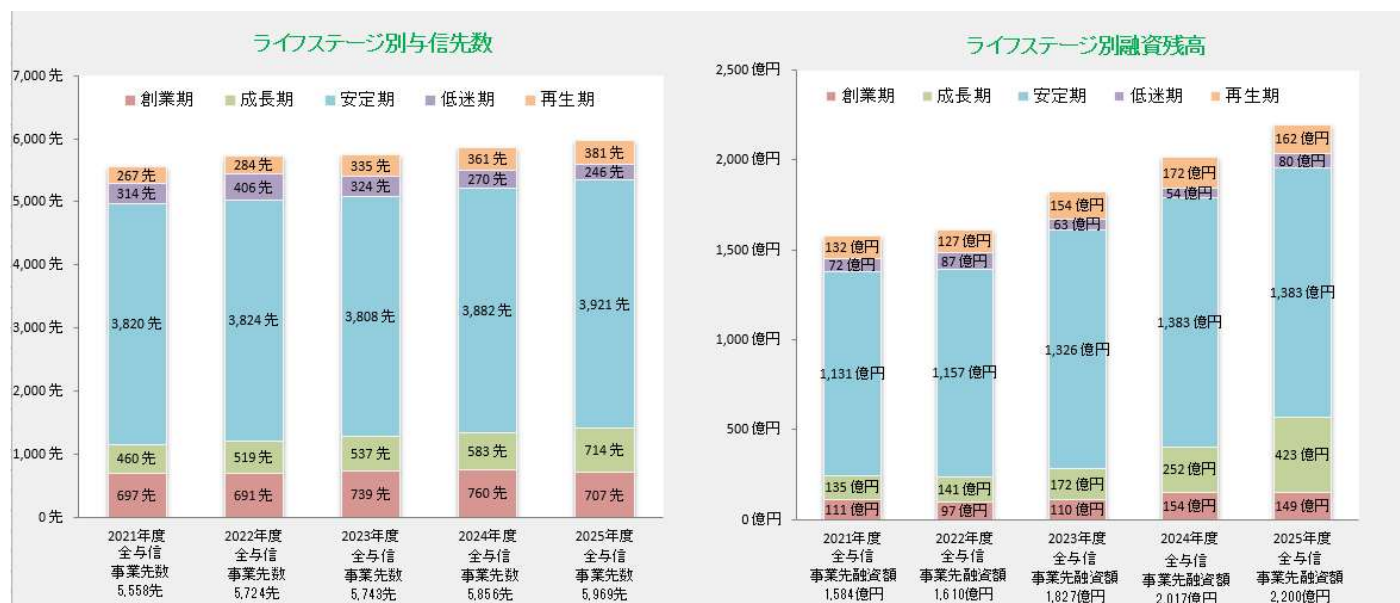
中小企業のライフステージに応じた各種事業支援

※ 各ライフステージの名称(創業期・成長期・安定期・低迷期・再生期)は、金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」によるものです。



1. 中小企業の経営支援全般に関するベンチマーク

①お取引先事業所のライフステージ別の与信先数及び融資残高



(※1) 全与信先の過去5期の売上高により、ライフステージを区分しています。

創業期…創業、第二創業から5年までの先 成長期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先 安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%の先 低迷期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先 再生期…貸付条件の変更または延滞がある先

(※2) 融資額は事業年度末の残高

(※3) 直近5期の売上高が連続して入手できない等の先(主として個人事業者)は、「安定期」に区分しました。(2022年3月期:448先25億円、2023年3月期:486先26億円、2024年3月期:515先29億円、2025年3月期:517先31億円、2026年3月期:551先39億円)

②当金庫がメインバンクとなっているお取引先事業所数及び同先への融資残高と、メイン先のうち経営指標等の改善が見られたお取引先事業所数及び同先への融資残高



	2023年度	2024年度	2025年度
経営指標等が改善した先(2026年3月期:2,579先)に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	1,038億円	1,122億円	1,178億円

(※1) メイン先数は、事業年度末における与信先企業(グループ含む)への融資残高1位となっている先数を計上しています。

(※2) 「経営指標等が改善した先」の定義を、次の3指標のうちいずれか1指標以上改善した先または、従業員数が増加した先とし、要管理先以下は対象外としました。

- 売上増加率 = (最新期売上高 / 前期売上高) - 1 …(2期連続プラスまたは5%以上の増加)
- 労働生産性 = 営業利益 / 従業員数
- 自己資本比率 = 純資産 / 負債・純資産合計

(※3) 上記先数については、お取引先の資本関係等により同一グループと認められる場合は、グループ内に複数先該当がある場合にも1先としています。

2.創業期・新事業支援に関するベンチマーク等

当金庫が関与した創業、第二創業の件数



(※1) 「第二創業」の定義は以下の通り

- 既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること
- 既存の事業を譲渡(承継)した経営者等が新規事業を開始すること
- 抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建すること

【参考】創業・第二創業融資実績

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
創業・第二創業融資実績	件数 106件 金額 1,015百万円	128件 1,456百万円	141件 3,144百万円	139件 3,090百万円	125件 2,209百万円

※ 創業支援のうち医療・福祉事業については、専担者を配置し、開業支援等に取り組んでいます。

3.再生期、経営改善に関するベンチマーク等

当金庫が貸出条件の変更を行っている取引先の経営改善計画の進捗状況

	2024年度	正常化	完済	上位へランクアップ	下位からランクアップ	下位にランクダウン	上位からランクダウン	新規条件変更	(単位:先)	2025年度
好調先	11	-	△4	-	9	△2	-	1		15
順調先	44	-	△4	△8	26	△17	1	18		60
不調先	226	-	△31	△27	-	-	18	52		238
計	281	-	△39	△35	35	△19	19	71		313

※ 売上基準のみでは実態と異なる先があるため、利益、キャッシュフロー状況を勘案し、調整しています。また、小規模先で経営改善計画は未策定ながら正常化が見込める先、残高が少額で完済が見込める先は不調先としていません。

【参考】経営改善支援等の取組み状況 (2025年4月～2026年3月)

		期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
要 注 意 先	正常先	① 5,042	6		2	6	0.1		100.0
	うちその他要 注 意 先	② 657	82	3	75	74	12.5	3.7	90.2
	うち要管理先	③ 20	-	-	-	-	-	-	-
	破綻懸念先	④ 64	10	-	9	9	15.6	-	90.0
実質破綻先		⑤ 69	-	-	-	-	-	-	-
破綻先		⑥ 4	-	-	-	-	-	-	-
合 計	小 計 (②～⑥の計)	814	92	3	84	83	11.3	3.3	90.2
		5,856	98	3	86	89	1.7	3.1	90.8

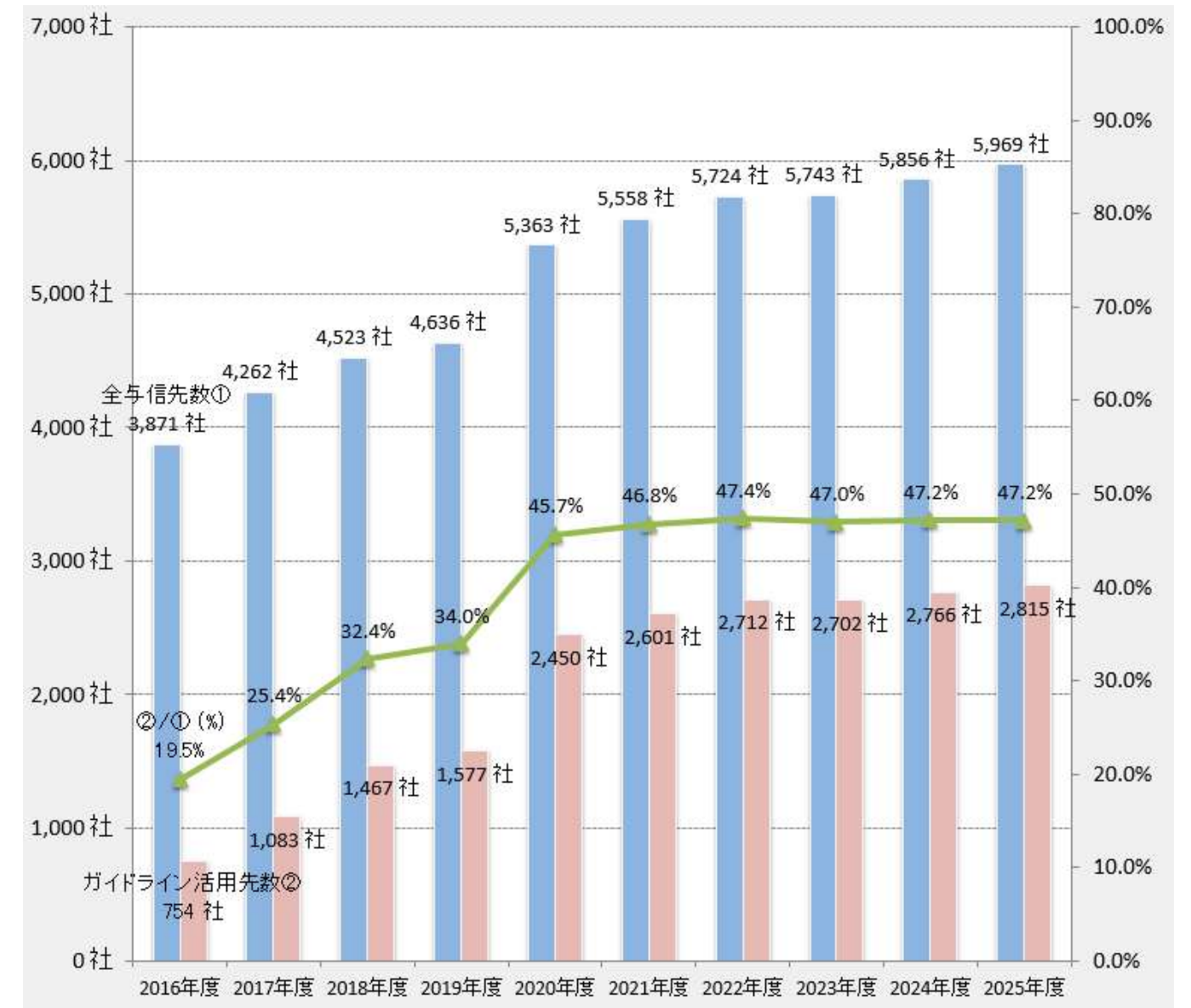
※ 期初債務者数及び債務者区分は2025年4月当初時点です。

4.経営者保証に関するガイドラインへの取組みに関するベンチマーク等

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お取引先事業所からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お取引先事業所との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

※ 「経営者保証に関する取組方針」は当金庫ホームページの「方針・指針」に掲載しています。

経営者保証に関するガイドラインの活用先数及び全与信先数に占める割合



※ 保証協会利用、手形割引を含みます。

【参考】

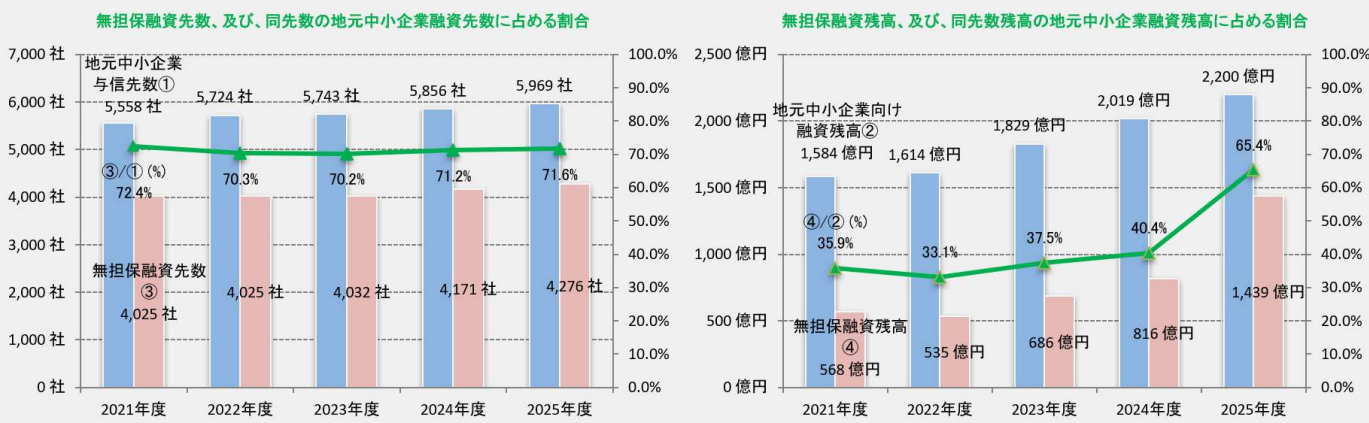
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	1,768	1,856	2,402	2,285	2,147
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	44.91%	46.48%	49.93%	50.28%	52.25%
保証契約を変更・解除した件数	105	63	89	72	90
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	-	-	-	-	-

5.不動産担保・個人保証に依存しない融資、本業支援等への取組みについてのベンチマーク

当金庫では、お取引先事業所の事業の実態把握と、それに基づく最適な課題解決支援・融資によって、お取引先事業所の事業の発展をサポートすることが、地域経済の下支えや活性化につながるという考え方のもと、事業性評価への取組みを徹底しています。

具体的には、当金庫の「課題解決型経営」への支援方針・体制に示すようにお取引先事業所の「知的資産経営報告書」の作成支援の過程や、当金庫独自の「課題把握シート」の作成により、お取引先事業所と「『強み』の再構築」「経営課題の抽出」を共有し、金庫内外のサポート資源を駆使してお取引先事業所の事業の継続・発展を支援するものです。

①地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)



※「無担保融資先」=「地元中小と信先数－担保設定がある先数」で算出。(例) 2025年度 5,969－1,693=4,276 社

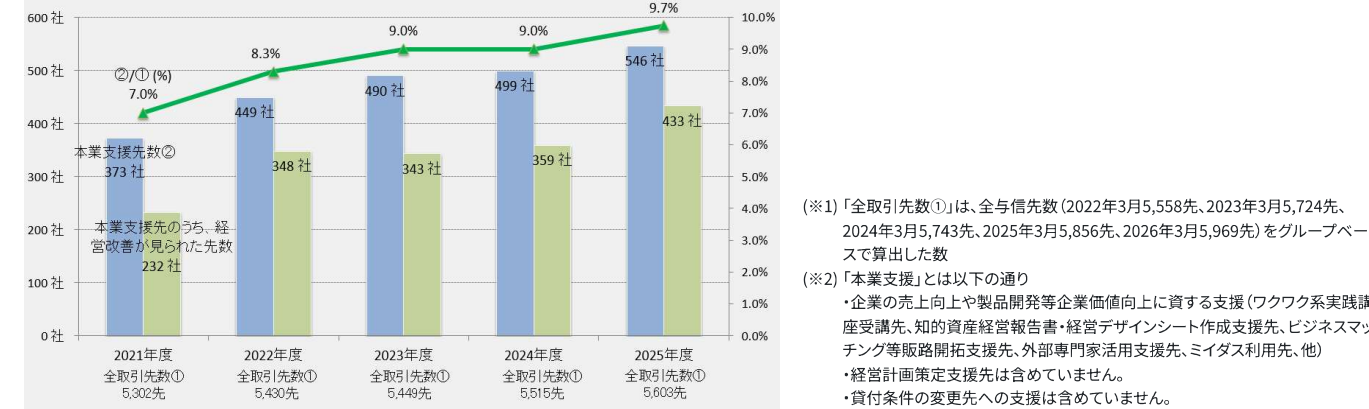
②当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている全与信先数及び融資額及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)



※ 当金庫では、「事業性評価を行っている先」について、以下の通り定義しました。

- ・当金庫独自の「課題把握シート」を作成している取引先
- ・当金庫が「知的資産経営」を支援している先
- ・当金庫が「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の活用を支援した先

③本業(企業価値の向上)支援先数及び全お取引先事業所数に占める割合、本業支援先のうち経営改善が見られた先数(社)



(※1)「全取引先数①」は、全与信先数(2022年3月5,558先、2023年3月5,724先、2024年3月5,743先、2025年3月5,856先、2026年3月5,969先)をグループベースで算出した数

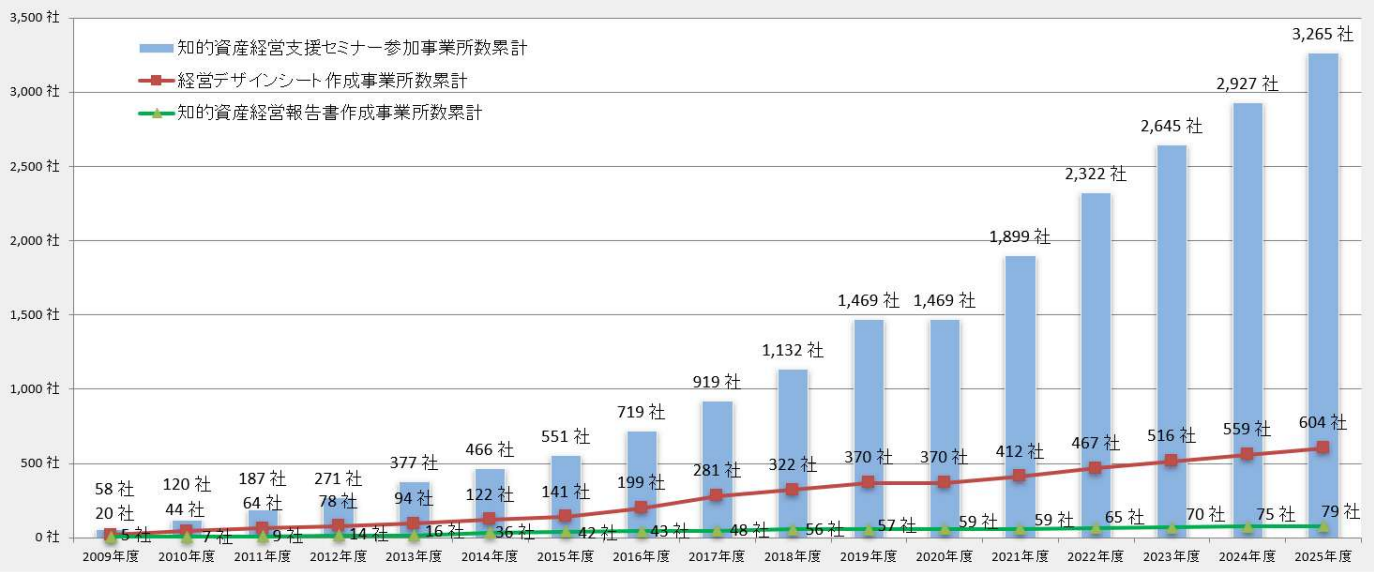
(※2)「本業支援」とは以下の通り

- ・企業の売上向上や製品開発等企業価値向上に資する支援(ワクワク系実践講座受講先、知的資産経営報告書・経営デザインシート作成支援先、ビジネスマッチング等販路開拓支援先、外部専門家活用支援先、ミイダス利用先、他)
- ・経営計画策定支援先は含めていません。
- ・貸付条件の変更先への支援は含めていません。

6.当金庫独自のベンチマーク

当金庫は「知的資産経営」支援をはじめ、お取引先の本業を支援する独自の取組みを行っています。

①「知的資産経営」支援先数の推移(累計)



※ 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「知的資産経営支援セミナー」「経営デザインシート作成支援セミナー」の開催を見合わせました。2021・2022年度は「知的資産経営支援セミナー」をオンラインにて開催、「経営デザインシート作成支援セミナー」は感染防止策を講じた上で、加古川・姫路・神崎・朝来の4会場で開催しました。

②認定支援機関としての「各種補助金申請支援」の実績

取組開始から2026年3月末までに775件の申請支援に取り組み、うち347件(補助金合計額74億34百万円)が採択されました。

補助金の種類	累計採択件数
ものづくり・商業・サービス補助金	192件
事業再構築補助金	122件
創業・事業承継関連補助金	18件
省力化投資補助金	7件
新事業進出補助金	3件
その他補助金	5件
合 計	347件



地域活性化支援の取組状況

地域における地方創生事業への参画

当金庫が2025年度に参画(協力)したプロジェクト等(抜粋)

当金庫は、次のような新たな事業の創造支援等を通じて、地域の活性化や雇用の創出に向け、地方創生事業への参画に積極的に取り組んでいます。

●「ネーミングライツ」を活用した自治体への協力

加古川市は、スポーツ施設や文化施設、公園等に企業名や商品ブランド等を冠した愛称をつける「ネーミングライツパートナー」を募集しています。当金庫は【加古川市宮駐車場】【加古川ウェルネスパーク】の2施設のパートナー企業に決まりました。

2025年4月1日より、両施設には“たんよう”を冠した「愛称」が付与され、当金庫が負担する命名権料が施設の維持管理やサービス向上に活用されています。

なお、2026年4月には「兵庫県立南但馬自然学校」においても“たんよう”を冠するネーミングライツの契約を締結しました。



【愛称】たんようカーパークつつじ



【愛称】たんようウェルネスパーク

●地域新電力会社「とうばんグリーンエナジー株式会社」に出資

2026年1月22日(木)、東播2市2町(加古川市・高砂市・稲美町・播磨町)は、広域ごみ処理施設「エコグリーンピアはりま」(高砂市梅井)で発電した余剰電力を同市町の公共施設などで使用するため、第三セクターの地域新電力会社を設立しました。

当金庫は250万円出資し、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減とエネルギー消費材を地域内で循環させる事業に取り組んでいます。



●「ゼロカーボンなまち」の実現をめざす神河町と当金庫、株式会社バイウィルによる連携協定締結

2026年2月9日(月)、神河町・当金庫・株式会社バイウィルの3者は「ゼロカーボンなまち神河町」の実現に向けた、環境価値に関する連携協定を締結しました。

神河町は、令和4年6月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」とする『ゼロカーボンなまち』を宣言し、ミッションの達成に向けて様々な取り組みを行っています。

株式会社バイウィルは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等によるJ-クレジットの創出支援・販売を行うプロバイダーとして、全国の金融機関・自治体と連携し、環境価値の“地産地消”に取り組んでいます。

当金庫と株式会社バイウィルは、連携協定を通じて、神河町で創出されたJ-クレジットの流通・販売等の“地産地消”を目指して、地域の脱炭素化を進めていきます。



金融教育の取組み

●《たんよう》夏休みキッズマネーキャンプの開催

2025年8月5日(火)に生野会場(但陽会館)、8月21日(木)・22日(金)に加古川会場(たんようウェルネスパーク)で《たんよう》夏休みキッズマネーキャンプを開催しました。

独自通貨“タンヨー”を用い、こどもたちが「遊ぶ(学ぶ)」「貯める」「使う」といった体験を通じて、お金の流れを楽しみながら学べる体験型のキッズ金融教室で、こどもたちやご父兄に好評をいただきました。



地域貢献(密着)活動

●「NPO法人 但陽ボランティアセンター」への人員派遣など 継続して取り組んでいる活動

～ボランティアを始めて31年～

当金庫は、阪神淡路大震災以降、31年間、ボランティア活動を継続しています。2000年1月以降は、ボランティアを目的に設立した「NPO法人 但陽ボランティアセンター」に、金庫から毎日数名の職員を派遣して、車いすを利用されている方々へのリフト付福祉車両による「移送サービス」等の支援活動を続けています。



移送サービス

そのほか、

- ・高齢者宅(約2,300軒)へのケア訪問
- ・職員向け「認知症サポーター養成講座」の開催、啓蒙活動への協力
- ・「認知症バリアフリー宣言」を公表
- ・食品ロス削減活動の一環として「フードドライブ」を実施
- ・全店舗ATMコーナーへのAED配備と職員向け「普通救命講習」の継続開催
- ・「こども110番の店」への登録
- ・献血への協力

などの活動を継続しています。



「認知症バリアフリー宣言」の
ロゴマーク



認知症サポーター
養成講座



全店ATMコーナーに
AEDを配備



普通救命講習



こども110番の店



献血協力

●地域イベント、スポーツ振興等の支援、職員のボランティアスタッフとしての参加

当金庫では、地域のお祭りやイベントのお手伝いも「**たんよう**」のつとめとして、積極的に参加させていただいています。会場等で職員の顔を見かけましたら、ぜひお声をかけてください。地域の皆様とのふれあいを楽しみにしています。

役職員がボランティアでお手伝いした地域イベント等(抜粋)

- 2025.05 姫路お城まつり(姫路市内店舗を中心に有志130名が参加)
- 2025.06 たたらぎダム湖マラソン(朝来支店)
- 2025.07 かさいSDGsフェスタ2025(加西支店)
- 2025.08 七夕まつり(大塩支店)
- // かみかわ夏まつり(栗賀・寺前支店)
- // 加西サイサイまつり(加西支店)
- // 第2回姫路得とくゼミナールKIDs(姫路支店)
- // 生野夏物語(生野支店)
- // あさご夏祭り(朝来支店)
- // 溝一夏祭り(本店営業部)
- 2025.09 かみかわ銀の馬車道まつり(栗賀支店)
- // 銀谷祭り(生野・朝来・和田山支店)
- 2025.10 第1回神河町《たんよう》ふれあいグラウンド・ゴルフ大会(栗賀・寺前支店)
- // 大中遺跡まつり(本荘支店)
- // 第6回神河ヒルクライム(栗賀・寺前・甘地支店)
- // こどものまち稲美(稲美支店)
- 2025.11 第10回神河越知川名水めぐりゆずマラニック(栗賀支店)
- // 加古川ツデーマーチ(東播磨エリア店舗中心に有志が参加)
- 2025.12 かみかわわくWORK(ワーク)TRY(トライ)(栗賀・寺前支店)
- 2026.01 書寫山圓教寺「修正会」(姫路北支店)
- // 第3回「大寒祭」(甘地支店)
- // 播磨町ロードレース大会(本荘支店)
- 2026.02 第47回兵庫県市川マラソン全国大会(甘地支店)
- // 聖徳太子例祭(溝口支店)
- // 世界遺産姫路城マラソン2026(全店舗から有志240名が参加)

姫路「お城まつり」の総踊り、
大名行列に参加



「世界遺産姫路城マラソン2026」に協賛、240名の職員が
ボランティアスタッフとして参加



お客様保護への取り組み

顧客保護等管理体制について

当金庫は、お客様の権利を保護することを経営の最重要課題の一つとし、顧客保護等に関する方針を定め、「顧客説明管理責任者」「顧客サポート等管理責任者」「顧客情報統括管理責任者」「外部委託管理責任者」「金融円滑化管理責任者」「利益相反管理責任者」を任命し、顧客保護等に関する様々な施策およびお客様からのご要望や苦情等に適切に応える態勢としています。

※顧客保護等に関する各方針は、当金庫ホームページの「方針・指針」に掲載しています。

金融犯罪防止への取り組みについて

●「振り込め詐欺」の防止と被害への対応について

当金庫は、振り込め詐欺被害防止用マット「フロアサインシート」の設置など、日頃から安全で安心なまちづくりに積極的に取り組んでいます。振り込め詐欺の被害に遭われた方からのご照会・ご相談だけでなく、実際の申請手続のお手伝いをさせていただくため、下記のフリーダイヤルで受付を行っています。



振り込め詐欺被害防止用マット「フロアサインシート」

●ATMご利用限度額について

偽造・盗難キャッシュカード等による預金不正引出しや、「振り込め詐欺」等による被害が多発し、全国的に問題になっています。当金庫では、このような事件からお客さまの大切なご預金をお守りするために、ATMでの「1日1口座あたりの現金お引き出し限度額」「1日1口座あたりのキャッシュカード振込限度額」を以下の通り設定させていただいています。

また、ATMによる現金振込については、1回あたりの限度額を10万円とさせていただいています。

●ATM 1日1口座あたりの現金お引き出し

限度額 50万円

※ ただし、振り込め詐欺等の被害防止のため、満70歳以上で、一定期間ATMで現金出金をされていないお客様は、ATMでの現金出金限度額を一律「1日10万円」とさせていただきます。

※ 法人のお客様の1日1口座あたりの現金お引き出し限度額は200万円です。
※ このお引き出し限度額には、提携他金融機関でのお引き出し額を含みます。

1日1口座あたりの現金お引き出し限度額の任意設定について

設定方法	設定可能なお引き出し限度額
ATMによる設定(引き下げ)	1千円～50万円
窓口でのお申込み(引き下げ、引き上げ)	1千円～200万円

●ATM 1日1口座あたりのキャッシュカード振込

限度額 200万円

※ ただし、振り込め詐欺等の被害防止のため、満70歳以上で、一定期間ATMでキャッシュカードによる振込をされていないお客様は、ATMでのキャッシュカードによる振込限度額は「0円」となり、キャッシュカードでの振込ができなくなっています。

※ ATMキャッシュカード振込限度額の引き上げにつきましては、1,000万円まで可能です。
お届け印、キャッシュカード、本人確認書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。



ご相談窓口

被害に遭われたお心当たりの方で、当金庫の口座へお金を振り込まれた方は、下記ご相談窓口にご相談ください。

※他金融機関の口座へ振り込まれた方のご相談についても、ご遠慮なくお電話ください。

振り込め詐欺ご相談窓口

但陽信用金庫 コンプライアンス室 振込犯罪被害受付係

フリーダイヤル **0120-129-934**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日と年末・年始は除きます)
TEL:079-422-9919
FAX:079-422-9536

※ 本手続に関し公共機関や金融機関が手数料や保証料の振込を依頼することはございません。また、ATMに誘導し操作を依頼することは一切ございませんので、ご注意ください。

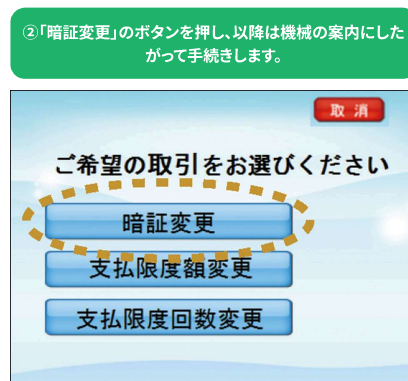
※ 被害者の方の手続の流れ、犯罪利用口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご確認ください。

●ATMによる 暗証番号の変更サービス

生年月日等類推されやすいキャッシュカードの暗証番号を使用されているお客様には、ATM取引時に暗証番号の変更をお勧めするメッセージを表示しています。

なお、暗証番号は右記の通りATMを操作することにより容易に変更することができます。

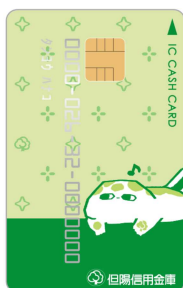
変更を勧めるメッセージが表示されたお客様や変更を希望されるお客様は、是非ご利用ください。



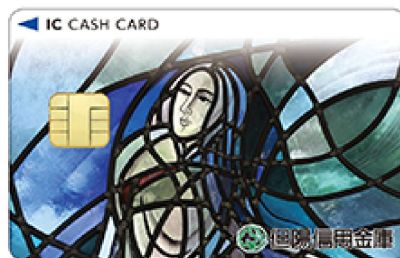
●ICキャッシュカードの取扱い

預金不正払戻防止対策として、偽造が困難で安全性が高くセキュリティが強固な「ICキャッシュカード」を発行しています。

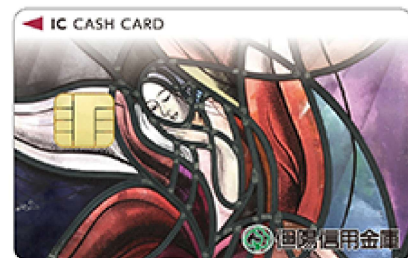
ICキャッシュカードへの切替えをご希望のお客様は、お気軽に窓口にお申し付けください。



新しいデザインのICキャッシュカード（キャラクター）はATMへの挿入方向を間違えにくい「タテ型」のデザインを採用。



「創業100周年記念デザイン」のキャッシュカードは、本店玄関を飾るステンドグラス「四季」（作：立花江津子氏）より「冬」「春」をあしらいました。



●キャッシュカード、通帳の盗難・紛失のお届け「24時間受付サービス」

平日8時45分～17時の場合

カード盗難等緊急連絡窓口

フリーダイヤル

0120-380-005

左記以外の時間（土・日・祝日含む）

しんきんATM監視センター

☎06-6454-6631

盗難・紛失等により、キャッシュカードを無くされた場合は「24時間受付サービス」を実施しておりますので、ただちに当金庫本支店または上記窓口までご連絡ください。また、ATMコーナー備付けの電話からも紛失等の届出が可能です。

●キャッシュカード、通帳の偽造・盗難被害への補償について

キャッシュカード、通帳の偽造・盗難やインターネットバンキングにより、個人のお客様が預金等の不正な払戻しによる被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがありますのでご注意ください。

●預金保険制度のご案内

当座預金、利息の付かない普通預金など決済用預金は、全額保護されます。

利息の付く普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）、これらの預金などを用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の運用に関わる預金は、1金融機関ごとに合算して、1預金者あたり元本が1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲

預金などの分類			保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金	当座預金、利息の付かない普通預金（商品名：あんしんポケット）等	全額保護
	一般預金等	利息の付く普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビックなど）、金融債（保護預り専用商品に限ります）等	合算して元本1,000万円までとその利息等（※）を保護
預金保険の対象外預金等		外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等	保護対象外

（※）定期積金の給付補てん備金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

リスク管理の体制

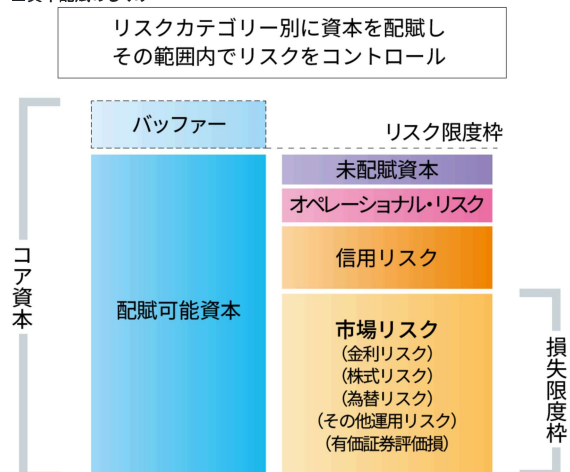
■ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、管理すべきリスクを、リスクのカテゴリー別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」に分類し、各担当部署が管理すると同時に、リスク管理の専門的な組織としてALM[Asset Liability Management（資産負債の総合管理）]委員会を設置し、各種リスク情報の一元化とリスクの計測・分析・評価および統括管理を行っています。

また、自己資本の一定額（当金庫が設定している最低所要自己資本額）をバッファーとし、残りの資本をリスク資本として各業務運営部門（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク部門）に配賦し、各部門は、配賦リスク資本の範囲内に収まるようリスク・コントロールを行い、リスク・リターンを考慮した運用を行っています。

ALM委員会では、当金庫が直面するさまざまなリスクを、リスク・カテゴリーごとに個別の手法で計測し、その総量が配賦資本の範囲内に収まるように管理する統合的なリスク管理を行っており、経営の健全性・安全性を確保するとともに収益性・効率性の向上に努めています。

■ 資本配賦のしくみ



● リスク管理の基本方針

金融機関にとって、過重なリスク・テイクは健全な経営を脅かす要因であり、経営全般にわたるリスク管理の徹底が最重要課題となっています。当金庫は、次のとおり「リスク管理の基本方針」を定め、リスク管理態勢を整備・確立し、その強化に努めています。

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の業務はますます複雑化、多様化している。これに伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、金庫の抱えるさまざまなリスクも増大し、金庫経営上、リスク管理の重要性が高まり、リスク管理の巧拙が金庫の将来を左右することになる。

このため、業務の外部委託や顧客情報資産のセキュリティを含む全てのリスクを的確に把握、分析、管理し、戦略目標、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルを踏まえたリスク管理を適切に行うことが、金庫経営上不可欠なものとなっている。

このような環境の下、子会社を含む統合的なリスク管理態勢の確立を目指し、定量化できないリスクも含めて、リスク・カテゴリーごとの方法で測定・評価を行い、リスクを俯瞰的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、金庫経営の安全性・健全性を確認しながら、限られた資本を有効に活用して、収益性や効率性の向上を図るため、次に掲げる事項に沿った経営を行う。

① 健全性の確保

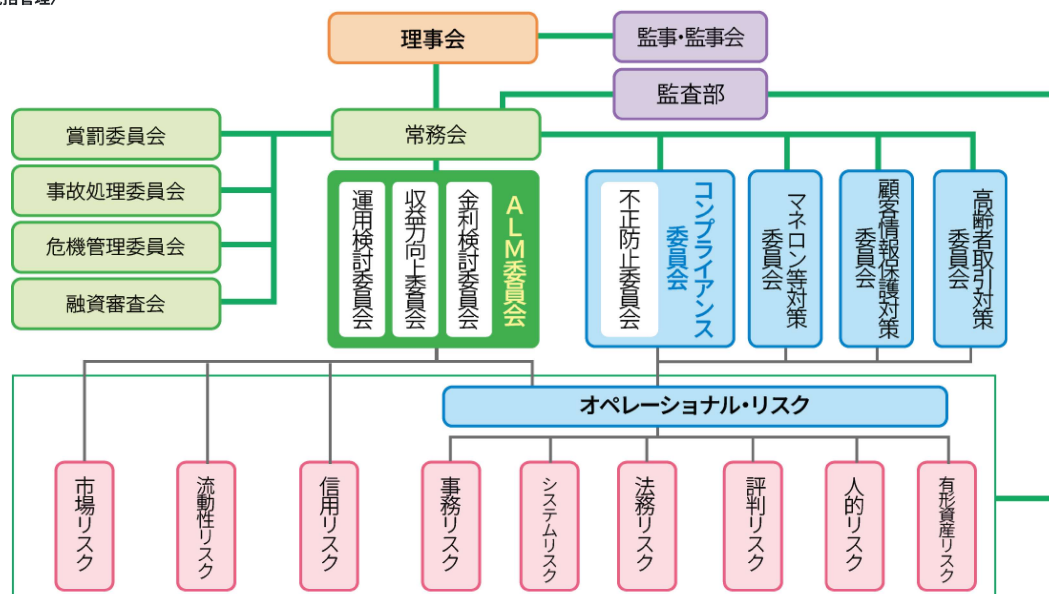
経営体力（自己資本）と総リスク量等と対比し、自己資本の充実度を検証するとともに、リスク・テイクを経営体力の範囲内に管理することにより、健全性の確保を図る。

② 収益性・効率性の向上

経営資源（人・物・金）の配分を適切に行い、より収益性の高い分野に資源を投入する等、経営の効率化を図るとともに、適切なリスク・コントロールを行い、許容リスクの範囲内で適正なリターンを目指し収益性・効率性の向上を図る。

■ リスク管理組織図

（ALM委員会による統括管理）



●信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、貸出金などの保有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し、資産内容を把握・検証しています。査定では、貸出資産をリスクの度合いに従って厳格に分類し、企業会計原則等に基づき、適正な償却や引当を行うほか債権売却等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。このリスクの増大は、金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与える要因となるため、ALM委員会において有価証券の金利リスクや価格変動リスクおよび為替リスクの影響を定量的な分析結果等を通じて把握し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行うことで、資産の健全性を確保するためのポートフォリオ構築に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、日々の資金繰りや緊急時の資金需要に対応するために、資金繰りの状況の逼迫度に応じて、平常時、懸念時および危機時の3段階に区分し、それぞれ管理方法および対応方法を定めており、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外発的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。具体的には以下のようなものがあり、厳格なルール適用や内部監査による定期的な検証を通じて、トラブルや不正の防止に努めています。

オペレーショナル・リスクの分類	
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク（インターネット等のオープンシステムの利用により当金庫が損失を被る情報セキュリティリスクを含む）
法務リスク	法令や内部規程等のルールを逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失を被る、あるいは社会的評価や信頼を損ない、当金庫が損失を被るリスク
評判リスク	インターネットや携帯電話の掲示板、メール等による悪評の拡散や風説の流布、あるいはマスコミの誇大報道による顧客離れや取引離反等によって損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の諸問題および差別的行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等）などにより損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象の発生により有形資産の毀損・損害を被るリスク

●危機管理・業務継続態勢の整備

当金庫は、大規模災害等の発生時には、お客様および職員等の人命尊重を第一義と考え、り災者が生じないよう安全確保に最善を尽くすこととしています。

また、社会的信用の上に成り立つ金融機関として、本部・営業店等が重大な被害を被った場合であっても、社会インフラとしての金融サービスを安定的かつ継続的に提供していくことが金融機関としての使命であると考えています。万一、完全復旧に相当の時間を要する場合においても、入出金等の最低限の業務を継続する「業務継続態勢」について定めた「危機管理および業務継続に関する規程」や関連マニュアルを策定し、非常時でも必要な金融サービスが提供できるよう努めています。

●サイバーセキュリティ

インターネット上の脅威が拡大し続けている今日、サイバーインシデントが全くない状況を作り出すのは困難です。そのため、サイバーインシデントが発生することを前提として、発生後の的確な対応が強く求められます。

当金庫は、全体で役割を分担して対応にあたる体制とするとともに、平時よりCSIRTメンバーがサイバー攻撃に関する情報収集を行い、所属団体等の実施する演習に参加して対応力を高めることとし、危機管理委員会事務局と連携を図りながら、一般役職員に対する各種訓練を企画・実施し、実効性の確保に努めています。

担当	役割
経営層	・サイバー攻撃リスク認識 ・サイバーセキュリティ対策対応方針の決定 ・危機管理体制発動の決断
CISO: Chief Information Security Officer	・サイバーセキュリティ対策対応方針の策定 ・有事における即時の対応が要求される場合の判断・承認 ほか
CSIRT: Computer Security Incident Response Team	・サイバー攻撃に関する演習・訓練の企画等 ・有事における緊急時対応・早期警戒対応 ほか
危機管理委員会事務局	・有事における経営層や関係部門等との調整・とりまとめ ほか

コンプライアンスの体制

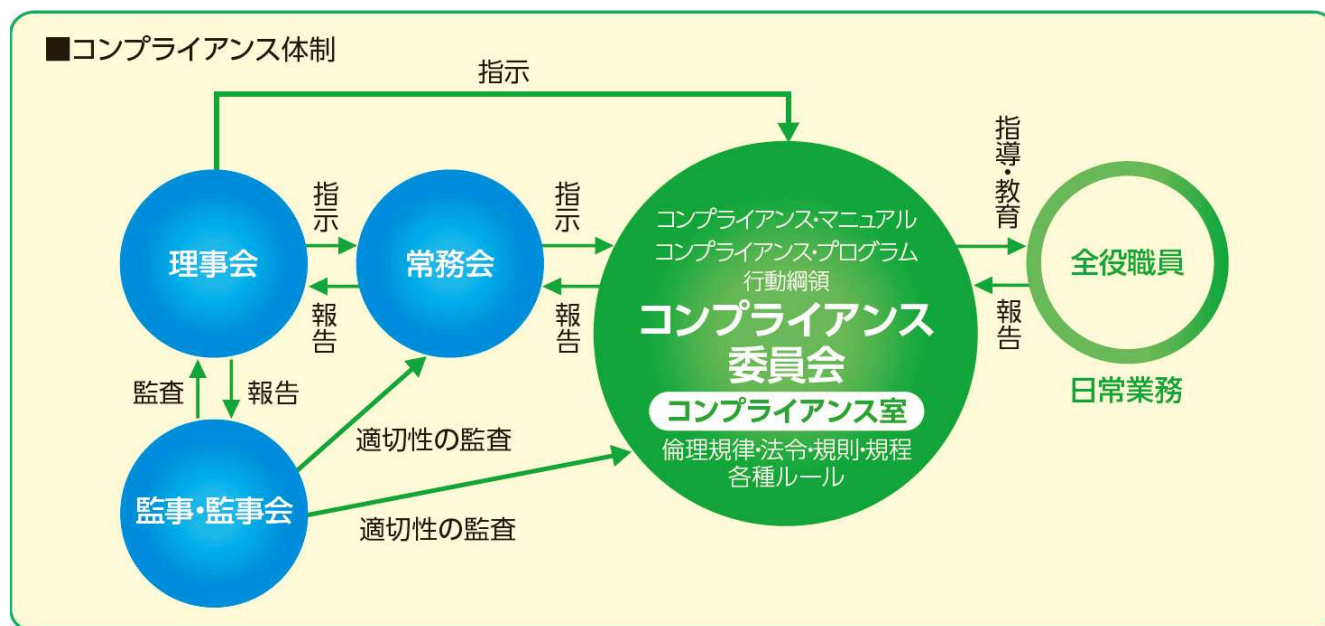
■コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

当金庫は、適法かつ適切な業務運営により「地域社会の発展」に貢献するという社会的使命と責任を全うするため、コンプライアンスの基本方針を次のとおり定めています。

●コンプライアンスの基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融業務はますます複雑化、多様化しています。これに伴い、ステークホルダーおよび地域社会との関係も複雑化し、顧客保護の必要性がますます高まっています。

このような環境の中、金融機関にとってコンプライアンス態勢の強化・確立は、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとなっており、理事会は、コンプライアンス態勢の強化・確立のための施策を決定し、全役職員はこれを遵守しなければなりません。このため当金庫は、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立を図ります。



①コンプライアンス委員会の設置

当金庫は、コンプライアンスに関する統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢強化・確立のための具体策の検討、進捗状況の管理、モニタリング等を通じて、態勢の強化・確立に努めています。

②コンプライアンス室の設置

コンプライアンスに関する具体的施策の実施、進捗状況の管理のための部署として「コンプライアンス室」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立に取り組んでいます。

③行動綱領、コンプライアンス・プログラムの作成・実施

役職員の行動指針を「行動綱領」、「行動規範」として定め、遵守すべき法令やルールを取りまとめた手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を毎年作成・配付するとともに、コンプライアンス態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コンプライアンスの実践に努めています。



④職員教育、遵守状況の確認

「法令等違反事例集」等の教材を作成し、各職場において定期的に勉強会を実施しています。また、職員全員による「コンプライアンス自己チェックリスト」での確認や、コンプライアンス室による指導や内部監査を通じて実践状況の点検を行い、さらなる実践へ活かすよう努めています。

●マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策に関する基本方針」に基づき、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策委員会を統括部署、コンプライアンス室担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施するとともに、これらの対策の有効性検証を通じ、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に努めています。

※ 「行動綱領」は、本誌巻頭(P4)に掲載し、基本方針の「反社会的勢力に対する基本方針」、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策に関する基本方針」は当金庫ホームページの「方針・指針」に掲載しています。

金融円滑化に向けた取組みについて



当金庫では、地域金融機関の使命として、事業者の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客様には経営改善支援を積極的に行っています。

特に、お客様から貸付条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客様が抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、貸付条件の変更等きめ細かな対応を行っています。

2009年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、2013年3月31日に期限が到来しましたが、引き続きその趣旨を踏まえ、事業者および住宅資金ご利用のお客様からのご相談に迅速かつ親身に対応するとともに、「コンサルティング機能の発揮」への取組み強化に努めています。

①金融円滑化に関する責任者および担当者の任命

部署	所管名	担当者
本部	金融円滑化統括管理責任者	経営相談部担当理事
	金融円滑化管理責任者	審査部長 経営相談部長 融資管理部長
	金融円滑化相談窓口担当者	経営相談部経営相談課課長
営業店	金融円滑化責任者	部店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資担当役席

②「金融円滑化ご相談窓口」の設置

各営業店に、「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、事業資金融資・住宅ローンのご返済金額や返済期間等の見直しのご相談に応じています。

また、原則第3日曜日に、営業店（一部店舗を除く）で開催している日曜相談会においても、ご相談をお受けしています。

③相談専用フリーダイヤルの設置

相談専用フリーダイヤルを設置して、事業者の皆様、個人の皆様のどのようなご相談もお受けし、真摯に対応させていただいています。

ご相談窓口

但陽信用金庫 経営相談部

電話（フリーダイヤル）0120-200-707

相談受付時間／午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

④「金融円滑化基本方針」「金融円滑化管理規程（金融円滑化管理方針）」等の策定

理事会の承認を得て方針・規程等を策定し、全役職員が、監督指針等に則り金融円滑化に取り組む行動の徹底を図っています。

※ 「金融円滑化基本方針」は、当金庫ホームページの「方針・指針」に掲載しています。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情・トラブル・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または個人営業推進部に受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

但陽信用金庫 個人営業推進部

住 所	〒675-0064 加古川市加古川町溝之口772
TEL	フリーダイヤル 0120-200-707
受付時間	平日9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談 Eメール:tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

※ お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記個人営業推進部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
TEL	03-3517-5825
受付日・時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 兵庫県弁護士会及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、個人営業推進部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名称	兵庫県 弁護士会 紛争解決 センター	東京 弁護士会 紛争解決 センター	第一東京 弁護士会 仲裁 センター	第二東京 弁護士会 仲裁 センター
住所	〒650-0016 神戸市中央区 橘通1-4-3 兵庫県弁護士会館 内	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3
TEL	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金（祝日、お盆、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間	10:00～17:00	9:30～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫 個人営業推進部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

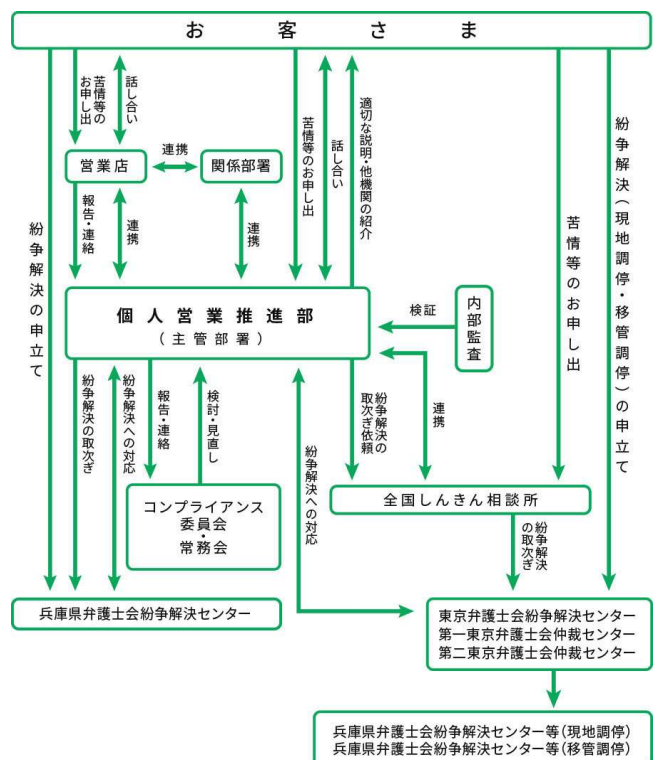
(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の紛争解決センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を置くとともに、個人営業推進部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び個人営業推進部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を個人営業推進部もしくは関係部署から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(2017年3月改定)

1 預金業務

預金積金：当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2 貸出業務

- (1) 貸付：手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形・電子記録債権の割引：商業手形等及び電子記録債権の割引を取り扱っております。

3 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

5 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。(信金中央金庫の取次金庫としての媒介業務)

6 付帯業務

- (1) 代理業務
① 日本銀行歳入代理店業務
② 地方公共団体の公金取扱業務
③ 日本政策金融公庫等の代理店業務
④ 信託等の代理店業務
⑤ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
(2) 保護預り及び貸金庫業務
(3) 債務の保証
(4) 金の売買
(5) 公共債の引受
(6) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
(7) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
(8) 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)
(9) スポーツくじの払戻業務
(10) 確定拠出年金の業務
(11) 電子債権記録業に係る業務

■ 一般サービス業務のご案内

種 類	内容と特色
内国為替業務(送金・振込・取立)	全国の金融機関宛のお振込みや当金庫口座への給与振込、各種年金振込、および全国の金融機関の手形・小切手等証券類の取立サービスがご利用いただけます。
法人・個人事業者のお客様向けインターネットバンキング	事務所のパソコンから、インターネットを通じて総合振込・給与振込や残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。
個人のお客様向けインターネットバンキング	ご自宅のパソコンやスマートフォンを用い、インターネットを通じてお振込みや残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。
《たんよう》でんさいSTATION (電子記録債権サービス)	手形・振込に代わる決済手段です。発生した債務の支払いに関し、インターネットを通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関(でんさいネット)の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡を行うことができます。
ファームバンキング(FB) ホームバンキング(HB)	事務所やご自宅にてパソコンや専用端末を用いて、総合振込・給与振込や残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。(パソコンをご利用の場合は専用ソフトが必要です。)
カードサービス(お預入れ・お引出し・お振込み)	当金庫のカードサービスコーナーでは、当金庫のキャッシュカードおよび通帳を使ったお預入れ・お引出し、キャッシュカードを使ったお振込みがご利用いただける(ただし、共同設置のATMで通帳の利用は不可)ほか、提携のクレジットカード会社等が発行したカードによるキャッシングサービスがご利用いただけます。また、当金庫のカードは、全国の信用金庫や銀行・ゆうちょ銀行等他金融機関のATMでもご利用いただけます。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードが、全国の「J-Debit」(デビットカードサービス)加盟店でお買い物やお食事代のお支払い等にご利用いただけます。※小売店等のレジで現金が引き出せる「キャッシュアウト」サービスには非対応です。
クレジットカードサービス	しんきんVISAカード・しんきんJCBカードなど各種クレジットカードをお取り扱いしています。また、キャッシングサービスをATMでご利用いただけます。
Pay-easy 口座振替受付サービス	当金庫のキャッシュカードと暗証番号を利用して、契約企業先のスーパー、保険会社、クレジット会社等の窓口で、申込書のご記入やお届け印の押印をすることなく預金口座振替契約の申込みができます。
ネット口座振替受付サービス	お客様がパソコンやスマートフォンを使用して、契約企業先のウェブサイト上で、申込書のご記入やお届け印の押印をすることなく預金口座振替契約の申込みができます。
アンサー(ANSER)サービス	事務所・ご自宅の電話やファクシミリを用いて、ご預金の残高や振込入金・取立入金の内容の照会、および自動通知サービスがご利用いただけます。
保険販売業務	住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、個人年金保険、一時払終身保険、平準払終身保険、医療・がん保険、学資保険、介護保険を全店で取り扱っています。
貸金庫・保護箱・夜間金庫サービス	貸金庫・保護箱サービスでは、有価証券、預金証書、貴金属等お客様の大切な財産を安全に保管します。(貸金庫設置店／本店・姫路南・栗賀・和田山)(保護箱設置店／福岡・香呂・姫路灘・姫路東・姫路北・勝原・城西・加西・高砂・高砂西・土山・北野・神野・尾上)また、休日や夜間に売上金等多額の現金を保管するリスク対策として、夜間金庫をご利用いただけます。
  個人型確定拠出年金(iDeCo)	確定拠出年金は、従来の確定給付型年金とは異なり、自分の持分(年金資産)が明確で、自己の責任において運用商品を選び、その運用結果に応じて年金や一時金を受け取る制度です。当金庫は、運営管理機関としての業務のほか、信金中金が運営管理機関として提供する「しんきんiDeCo(但陽信用金庫コース)」、東京海上日動火災保険株式会社が運営管理機関として提供する「401k 個人型年金プラン(東京海上日動)」の2つを用意し、お客様に選んでいただいた上で受付業務を行っています。
スポーツくじの払戻業務	スポーツくじの当せん金、特払金支払い業務を12店舗で取り扱っています。(本店・和田山・福岡・香呂・城北・姫路南・姫路西・姫路東・姫路灘・別府・加古川東・土山の各店)
公共債・投資信託の窓口販売業務(登録金融機関業務)	登録金融機関として、公共債、投資信託の窓口販売業務を取り扱っています。(近畿財務局長(登金)第68号)
外国為替	海外の銀行への送金、輸入手形の決済、輸出手形の買取、輸入信用状の発行、保証業務など、外国貿易に伴う業務(信金中央金庫の取次)を幅広くお取り扱いしています。
公金・公共料金・学校諸費の収納業務	日本銀行歳入代理店として、国税、雇用保険料、労災保険料、厚生年金保険料等の収納事務を行っています。また、県税、市町村税、各種保険料、公共料金の収納事務のほか、広く営業地区内の小・中学校、高校等の諸会費の口座振替業務を取り扱っています。

資料編

開示項目の概要

信用金庫法施行規則等に基づき、開示が必要とされる各項目については、本誌中の以下の頁に記載しております。



但陽信用金庫 本店

単体(信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	67
(2)理事・監事の氏名及び役職名	67
(3)会計監査人の氏名又は名称	32
(4)事務所の名称及び所在地	67～68

2. 金庫の主要な事業内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	9～11
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	37
②経常利益	37
③当期純利益	37
④出資総額及び出資総口数	37
⑤純資産額	37
⑥総資産額	37
⑦預金積金残高	37
⑧貸出金残高	37
⑨有価証券残高	37

⑩単体自己資本比率	37
⑪出資に対する配当金	37
⑫職員数	37
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	37
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	37
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	38
エ.受取利息及び支払利息の増減	38
オ.総資産経常利益率	38
カ.総資産当期純利益率	38
②預金等に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	39

イ.固定金利定期預金及び変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	39	6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	36
③貸出金等に関する指標		7.退職給付会計に関する事項	36
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	39	※ 直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	32
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	39	連結(信用金庫法施行規則第133条等に基づく開示項目)	
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	40	1.子会社等の概況に関する事項	68
エ.使途別の貸出金残高	40	2.直近の2連結会計年度における財産の状況	
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	40	自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率)	54～61
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	38	自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(バーゼルIII)	
④有価証券等に関する指標		I.単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	41	1.自己資本の構成に関する開示事項	43
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	41	2.定量的な開示事項	
ウ.有価証券の種類別の平均残高	41	(1)自己資本の充実度に関する事項	44
エ.預託率の期末値及び期中平均値	38	(2)信用リスクに関する事項	45～51
4.金庫の事業の運営に関する事項		(3)信用リスク削減手法に関する事項	51
(1)リスク管理の体制	23～24	(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
(2)法令遵守の体制	25	(5)証券化エクスポージャーに関する事項	52
(3)中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況	12～20	(6)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	52
ア.「金融仲介機能のベンチマーク」に関する開示	14～18	(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	53
イ.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	16	(8)金利リスクに関する事項	53
(4)金融ADR制度への対応	27	II.連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項	
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況		1.自己資本の構成に関する開示事項	54
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31～35	2.定量的な開示事項	55～61
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④の合計額		III.定性的な開示事項	62～64
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11	信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況	
②危険債権	11	信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	11
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	11	業界申し合わせ事項	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	11	総代会に関する情報開示	65～66
⑤正常債権	11		
(3)自己資本の充実の状況について			
金融庁長官が別に定める事項	43～64		
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益			
①有価証券	41～42		
②金銭の信託	42		
③第102条第1項第5号に掲げる取引	42		
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	46		
(6)貸出金償却の額	46		
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	32		

※ 記載計数で「-」は、該当計数がないことを表示しています。
 ※ 記載計数で「0」は、該当計数があるものの、単位未満であることを表示しています。
 ※ 記載計数は原則として、単位未満を切り捨てて表示しています。

I. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

●貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部		
科 目	2024年度	2025年度
現 金	8,111	8,145
預 け 金	400,629	387,158
買 入 金 銭 債 権	83	44
有 価 証 券	250,086	244,136
国 債	77,431	67,492
地 方 債	32,380	46,263
社 債	48,742	50,794
株 式	6,148	5,841
その他の証券	85,383	73,743
貸 出 金	366,477	396,456
割 引 手 形	1,246	1,246
手 形 貸 付	18,867	16,653
証 書 貸 付	330,932	360,768
当 座 貸 越	15,430	17,787
そ の 他 資 産	6,694	7,356
未決済為替貸	404	407
信金中金出資金	4,367	4,367
前 払 費 用	28	40
未 収 収 益	1,402	2,024
その他の資産	491	516
有 形 固 定 資 産	10,049	10,317
建 物	1,802	1,700
土 地	5,917	5,978
リ ー ス 資 産	601	414
建設仮勘定	20	536
その他の有形 固 定 資 産	1,708	1,686
無 形 固 定 資 産	148	131
ソフトウェア	14	11
リ ー ス 資 産	106	91
その他の無形 固 定 資 産	27	27
前 払 年 金 費 用	609	926
繰 延 税 金 資 産	8,179	9,762
債 務 保 証 見 返	563	417
貸 倒 引 当 金	△1,852	△1,921
(うち個別貸倒 引 当 金)	(△1,768)	(△1,822)
資 産 の 部 合 計	1,049,781	1,062,931

負債の部		
科 目	2024年度	2025年度
預 金 積 金	1,010,843	1,026,400
当 座 預 金	48,367	43,441
普 通 預 金	636,361	639,229
貯 蓄 預 金	4,081	4,005
通 知 預 金	1	1
定 期 預 金	298,348	316,344
定 期 積 金	12,945	11,953
その他の預金	10,736	11,423
そ の 他 負 債	2,547	2,734
未決済為替借	353	357
未 払 費 用	326	676
給付補填備金	7	12
未払法人税等	194	212
前 受 収 益	203	230
払 戻 未 済 金	0	1
払戻未済持分	0	0
職 員 預 り 金	440	419
リ ー ス 債 務	729	524
資産除去債務	32	32
その他の負債	258	267
賞 与 引 当 金	524	584
役員賞与引当金	55	56
役員退職慰労引当金	149	154
偶発損失引当金	45	51
債 務 保 証	563	417
負 債 の 部 合 計	1,014,727	1,030,398
純資産の部		
出 資 金	1,068	1,072
普 通 出 資 金	1,068	1,072
利 益 剰 余 金	51,950	53,518
利 益 準 備 金	1,065	1,068
そ の 他 利 益 剰 余 金	50,885	52,450
特別積立金	48,000	49,000
当期末処分 剰 余 金	2,885	3,450
会 員 勘 定 合 計	53,019	54,590
その他の有価証 券評価差額金	△17,966	△22,057
評価・換算差額等 合 計	△17,966	△22,057
純 資 産 の 部 合 計	35,053	32,533
負債及び純資産の部 合 計	1,049,781	1,062,931

●損益計算書

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	13,249,308	15,619,401
資 金 運 用 収 益	10,234,948	12,566,630
貸 出 金 利 息	5,065,389	6,218,513
預 け 金 利 息	1,762,783	2,397,327
有価証券利息配当金	3,331,222	3,855,691
その他の受入利息	75,553	95,097
役 務 取 引 等 収 益	1,157,395	1,192,777
受 入 為 替 手 数 料	429,643	448,280
その他の役務収益	727,752	744,497
その他の業務収益	550,063	258,018
外国為替売買益	478	1,550
国債等債券売却益	361,820	64,513
国債等債券償還益	21,122	113,729
その他の業務収益	166,641	78,225
その他の経常収益	1,306,901	1,601,975
貸倒引当金戻入益	135,767	-
償却債権取立益	448	142
株式等売却益	1,168,265	1,568,350
その他の経常収益	2,420	33,483
経 常 費 用	11,238,772	13,370,945
資 金 調 達 費 用	594,262	1,351,242
預 金 利 息	586,093	1,335,707
給付補填備金繰入額	5,940	13,367
その他の支払利息	2,228	2,167
役 務 取 引 等 費 用	1,035,767	1,122,184
支 払 為 替 手 数 料	146,287	147,896
その他の役務費用	889,479	974,288

科 目	2024年度	2025年度
そ の 他 業 務 費 用	2,007,136	3,031,385
国債等債券売却損	832,964	2,853,271
国債等債券償還損	1,171,918	175,648
その他の業務費用	2,253	2,465
経 費	7,540,683	7,742,934
人 件 費	4,787,697	4,872,064
物 件 費	2,491,863	2,557,493
税 金	261,121	313,376
そ の 他 経 常 費 用	60,922	123,199
貸倒引当金繰入額	-	70,735
貸 出 金 償 却	-	14
株式等売却損	34,476	-
その他の経常費用	26,446	52,449
経 常 利 益	2,010,535	2,248,455
特 別 損 失	59,293	28,025
固 定 資 産 処 分 損	59,293	2,409
減 損 損 失	-	25,615
税 引 前 当 期 純 利 益	1,951,242	2,220,430
法人税、住民税及び事業税	424,063	532,266
法 人 税 等 調 整 額	33,385	55,924
法 人 税 等 合 計	457,449	588,191
当 期 純 利 益	1,493,793	1,632,238
繰越金（当期首残高）	1,391,423	1,817,781
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,885,217	3,450,020

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,885,217,199	3,450,020,386
繰越金（当期首残高）	1,391,423,628	1,817,781,399
当 期 純 利 益	1,493,793,571	1,632,238,987
剰 余 金 処 分 額	1,067,435,800	89,392,120
利 益 準 備 金	3,315,000	3,609,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年6%) 64,120,800	(年8%) 85,783,120
(うち創業百周年記念配当金)	-	(年2%) 21,445,780
特 別 積 立 金	1,000,000,000	-
繰越金（当期末残高）	1,817,781,399	3,360,628,266

●財務諸表の適正性等の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月27日

但陽信用金庫 理 事 長



●会計監査人の監査

2024年度及び2025年度の貸借対照表、損益計算書、注記及び附属明細書並びに利益剰余金処分案(以下、「財務諸表」という。)については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の財務諸表に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

●貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、債権の元本の回収見込額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。それ以外の債務者については、その残額に対し今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

上記以外の要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資管理部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
----------	--

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- | ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在) | |
|--|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自令和7年3月1日 至令和7年3月31日) | 0.65% |

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,921百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。	

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
- 子会社等の株式の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 96百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 12,584百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 161百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,416百万円
危険債権額	4,227百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	665百万円
合計額	6,336百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,246百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	997百万円
担保資産に対応する債務	
別段預金	2,735百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 1,517円00銭
- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行う方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行う金利スワップ取引や債券の店頭オプション取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、経営相談部、融資管理部、融資審査会により行われ、また、定期的に常務会等に報告・審議を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理の方針に基づき、ALM委員会及び常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクの影響を受ける債券および投資信託を保有しているため、リスク資本の配賦による限度額管理等を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理の方針に基づき、ALM委員会及び常務会の監督の下、リスク管理規程、リスク資本配賦基準、資金運用規程等に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式や投資信託は、金利リスクに対するヘッジ目的等として一定限度枠内で保有しているものです。

これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき取引の執行を行う一方、リスク管理部門がリスク量の計測等を通じて牽制態勢を確保しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で21,172百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が大きく変動する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	387,158		
未収収益	1,302		
小計	388,461	382,287	△6,173
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	39,668	36,468	△3,199
その他有価証券	204,367	204,367	-
小計	244,036	240,836	△3,199
(3)貸出金(※1)	396,456		
貸倒引当金(※2)	△1,915		
未収収益	126		
小計	394,667	391,177	△3,489
金融資産計	1,027,164	1,014,301	△12,862
(1)預金積金(※1)	1,026,400		
未払費用	482		
小計	1,026,883	1,026,754	△128
金融負債計	1,026,883	1,026,754	△128

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、割引手形、手形貸付、当座貸越、及び証書貸付のうち変動金利商品については貸出金計上額

③ ①以外のうち、証書貸付の固定金利商品については、一定の商品グループごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の商品グループごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れた場合に想定される利率を適用しております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及びその他出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	10
非上場株式(※1)(※2)	90
信金中央金庫出資金(※1)	4,367
その他出資金(※3)	11
合計	4,479

(※1) 子会社株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(※2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理は行っておりません。
(※3) その他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	102,000	180,000	60,000	-
有価証券				
満期保有目的の債券	3,773	11,167	12,790	14,679
その他有価証券のうち満期があるものの	6,112	31,411	55,513	84,494
貸出金(※2)	66,110	121,641	91,225	97,558
合計	177,996	344,220	219,528	196,732

(※1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※1)	978,979	46,954	23	443
合計	978,979	46,954	23	443

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	200	200	0
	社債	920	921	1
	外国証券	701	711	10
	小計	1,822	1,833	11
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	35,850	32,822	△3,027
	社債	968	896	△72
	外国証券	1,026	915	△111
	小計	37,845	34,634	△3,211
合計		39,668	36,468	△3,199

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,943	2,891	1,052
	債券	5,598	5,420	178
	国債	3,022	3,017	4
	地方債	200	200	0
	社債	2,375	2,202	173
	外国証券	3,812	3,664	147
	その他	2,694	2,395	298
	小計	16,049	14,372	1,677
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,797	2,062	△264
	債券	121,012	147,781	△26,768
	国債	64,470	85,275	△20,805
	地方債	10,012	12,303	△2,290
	社債	46,529	50,201	△3,672
	外国証券	56,538	61,370	△4,831
	その他	9,014	9,720	△705
	小計	188,363	220,933	△32,570
合計		204,412	235,305	△30,893

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	4,151	1,491	-
債 券	5,309	0	△2,852
国 債	5,309	0	△2,852
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-
そ の 他	1,820	141	△90
合 計	11,280	1,632	△2,942

29. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落した場合で、株式・投資信託は過去2年間に一度も取得原価の70%を超えていない、債務超過の状態又は2期連続して当期純損失を計上しており、翌期も損失が見込まれる場合としております。

債券は、格付がBBB格以上からBB格以下に格下げがあった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大により時価が30%以上著しく下落した場合のいずれかに該当した時としております。

なお、市場価格のない株式等は、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行っております。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,066百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,564百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	8,835百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	510百万円
減価償却損金算入限度超過額	281百万円
賞与引当金	167百万円
その他	280百万円
繰延税金資産小計	10,075百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47百万円
繰延税金資産合計	10,027百万円

繰延税金負債	
前払年金費用	265百万円
資産除去債務に対応する除去費用	0百万円
繰延税金負債合計	265百万円

繰延税金資産の純額	9,762百万円
-----------	----------

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 13,132千円
子会社との取引による費用総額 110,588千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 76円45銭

●役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

理事及び監事全員(非常勤含む)の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

使用人兼務役員につきましては、使用人部分の報酬は職員の給与規程に基づき決定しております。

そのうえで、代表理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については役員賞与引当金を毎期計上しており、総代会で承認の上、役員賞与引当金を取り崩し、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

代表理事以外の理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については、業績等をそれぞれ勘案し、代表理事において協議のうえ決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会において、支払時期及び支払方法等も含めて承認を得た後、支払っております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	291

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」209百万円、「賞与」75百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

●退職給付会計に関する事項

●採用している退職給付制度の概要

当金庫では、確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に別途加入しています。

●退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2024年度	2025年度
退職給付債務(A)	2,661,614	2,667,704
年金資産(B)	3,800,544	4,049,505
前払年金費用(C)	△609,043	△926,990
未認識過去勤務費用(D)	-	-
未認識数理計算上の差異(E)	△529,887	△454,810
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	-	-
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	-	-

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2024年度	2025年度
(1) 割引率	1.89%	1.89%
(2) 長期期待運用収益率	1.50%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	-	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	2年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	

●退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2024年度	2025年度
勤務費用(A)	154,995	127,810
利息費用(B)	10,774	50,304
期待運用収益(C)	△58,946	△57,008
過去勤務費用の費用処理額(D)	-	-
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△136,351	△338,316
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	-	-
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	△29,528	△217,209

II. 直近の5事業年度における主要な事業の状況

【主な経営指標の推移】

(単位:百万円)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利 益	経 常 収 益	10,086	10,183	11,796	13,249	15,619
	業 務 純 益	1,660	1,267	664	824	819
	経 常 利 益	1,497	1,539	1,843	2,010	2,248
	当 期 純 利 益	1,001	1,123	1,351	1,493	1,632
出 資 金	出 資 総 額	1,054	1,062	1,065	1,068	1,072
	出 資 総 口 数 (千 口)	21,096	21,246	21,307	21,373	21,445
資 産 額	総 資 産 額	1,011,205	980,485	1,014,631	1,049,781	1,062,931
	純 資 産 額	50,548	41,547	41,957	35,053	32,533
残 高	預 金 積 金 残 高	918,630	935,540	968,647	1,010,843	1,026,400
	貸 出 金 残 高	314,196	320,512	341,639	366,477	396,456
	有 価 証 券 残 高	340,391	278,137	263,882	250,086	244,136
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)		15.61	14.79	15.67	15.12	14.84
連 結 自 己 資 本 比 率 (%)		15.65	14.83	15.72	15.16	14.88
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円 / 1 口)		3	3	3	3	4
会 員 ・ 役 職 員 数	会 員 数 (人)	32,034	32,294	32,471	32,775	33,169
	職 員 数 (人)	597	586	590	601	600
	役 員 数 (人)	14	15	15	14	13
	うち常勤役員数(人)	11	11	11	11	10

III. 直近の2事業年度における事業の状況

【主要な業務の状況を示す指標】

●業務粗利益

(単位:千円、%)

		2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支		9,640,685	11,215,387
資 金 運 用 収 益		10,234,948	12,566,630
資 金 調 達 費 用		594,262	1,351,242
役 務 取 引 等 収 支		121,628	70,593
役 務 取 引 等 収 益		1,157,395	1,192,777
役 務 取 引 等 費 用		1,035,767	1,122,184
そ の 他 業 務 収 支		△1,457,073	△2,773,366
そ の 他 業 務 収 益		550,063	258,018
そ の 他 業 務 費 用		2,007,136	3,031,385
業 務 粗 利 益		8,305,240	8,512,614
業 務 粗 利 益 率		0.80	0.81

(注) 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●業務純益

(単位:千円)

		2024年度	2025年度
業 務 純 益		824,146	819,275
実 質 業 務 純 益		824,146	833,957
コ ア 業 務 純 益		2,446,087	3,684,634
コ ア 業 務 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く)		2,411,887	3,328,720

注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳・利鞘

(単位:百万円、%)

	2024年度			2025年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,035,105	10,234	0.98	1,044,810	12,566	1.20
う ち 貸 出 金	354,758	5,065	1.42	380,271	6,218	1.63
う ち 預 け 金	394,954	1,762	0.44	378,476	2,397	0.63
う ち 有 価 証 券	280,921	3,331	1.18	281,633	3,855	1.36
資 金 調 達 勘 定	1,003,632	594	0.05	1,012,164	1,351	0.13
う ち 預 金 積 金	1,003,187	592	0.05	1,011,731	1,349	0.13
う ち 譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
う ち 借 用 金	-	-	-	-	-	-
経 費 率	0.74			0.75		
預 金 原 価 率	0.79			0.88		
資 金 調 達 原 価 率	0.80			0.89		
総 資 金 利 鞘	0.18			0.31		

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度2,081百万円、2025年度2,145百万円)を、控除して表示しております。

$$\text{経費率} = \frac{\text{経費(人件費+物件費+税金)}}{\text{預金積金(平均残高)} + \text{譲渡性預金(平均残高)}} \times 100$$
$$\text{預金原価率} = \frac{\text{預金利回} + \text{経費率}}{\text{資金調達原価率}} \times 100$$
$$\text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計(平均残高)}} \times 100$$

総資金利鞘 = 資金運用利回-資金調達原価率

●受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	419,180	686,286	1,105,467	321,679	2,010,002	2,331,681
う ち 貸 出 金	366,484	86,405	452,889	417,209	735,915	1,153,124
う ち 預 け 金	36,033	474,654	510,687	△104,373	738,917	634,544
う ち 有 価 証 券	△4,813	146,898	142,084	9,741	514,726	524,468
支 払 利 息	19,721	470,896	490,617	11,332	745,647	756,980
う ち 預 金 積 金	19,750	470,902	490,653	11,392	745,647	757,040
う ち 借 用 金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。

●諸比率

(単位:%)

		2024年度	2025年度
総資産経常利益率		0.18	0.21
総資産当期純利益率		0.14	0.15
預貸率	(期中平均)	35.36	37.58
	(期末)	36.25	38.62
預証率	(期中平均)	28.00	27.83
	(期末)	24.74	23.78

$$\text{(注) 総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$
$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●常勤役職員1人あたりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

		2024年度	2025年度
預	金	1,605	1,588
貸	出 金	567	596

$$\text{(注) 常勤役職員1人あたりの預金残高} = \frac{\text{預金積金(平残)} + \text{譲渡性預金(平残)}}{\text{常勤役職員数(期中平均)}}$$
$$\text{常勤役職員1人あたりの貸出金残高} = \frac{\text{貸出金(平残)}}{\text{常勤役職員数(期中平均)}}$$

●1店舗あたりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

		2024年度	2025年度
預	金	29,505	29,756
貸	出 金	10,434	11,184

(注) 店舗には出張所(店外ATM)を含めておりません。

●自動機器設置状況

		2024年度	2025年度
自 動 入 出 金 機 (ATM)		152	152
	生 体 認 証 IC カ ー ド 対 応	74	74
	通 帳 自 動 繰 越 機 能 付	75	141

(注) 自動入出金機の台数は、当金庫幹事の共同設置分を含み、他金庫幹事の共同設置分を含みません。

●経費の内訳

(単位:千円)

		2024年度	2025年度
人件費		4,787,697	4,872,064
	報酬給料手当	3,815,852	4,036,508
	退職給付費用	338,381	169,784
	その他	633,463	665,771
物件費		2,491,863	2,557,493
	事務費	929,995	923,350
	(うち旅費・交通費)	11,857	11,826
	(うち通信費)	114,863	116,390
	(うち事務機械賃借料)	13,139	5,599
	(うち事務委託費)	592,038	604,019
	固定資産費	500,335	532,621
	(うち土地建物賃借料)	73,238	72,402
	(うち安全管理費)	253,168	290,321
	事業費	281,552	333,952
	(うち広告宣伝費)	125,915	168,585
	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	155,637	121,748
	人事厚生費	109,523	118,161
	減価償却費	524,452	497,109
	その他	146,004	152,299
税金		261,121	313,376
合計		7,540,683	7,742,934

$$\text{1店舗あたりの預金残高} = \frac{\text{預金積金(平残)} + \text{譲渡性預金(平残)}}{\text{店舗数}}$$

$$\text{1店舗あたりの貸出金残高} = \frac{\text{貸出金(平残)}}{\text{店舗数}}$$

(単位:台)

IV. 預金等に関する指標

●預金積金の期中平均残高及び期末残高

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
流動性預金	683,929	688,812	689,993	686,678
当座預金	44,079	48,367	39,037	43,441
普通預金	635,747	636,361	646,899	639,229
貯蓄預金	4,097	4,081	4,054	4,005
通知預金	4	1	1	1
(うち有利息預金)	(547,461)	(566,435)	(570,687)	(583,670)
定期性預金	314,608	311,294	316,779	328,298
定期預金	301,395	298,348	304,541	316,344
うち固定金利定期預金	301,197	298,160	304,356	316,158
うち変動金利定期預金	197	188	185	186
定期積金	13,212	12,945	12,237	11,953
その他預金	4,649	10,736	4,958	11,423
合計	1,003,187	1,010,843	1,011,731	1,026,400

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期預金
3. その他預金=別段預金+納税準備預金

●預金者別(人格別)預金残高

(単位:百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	781,120	77.27	777,203	75.72
一般法人	204,239	20.20	221,549	21.58
金融機関	62	0.00	54	0.00
公金	25,420	2.51	27,592	2.68
合計	1,010,843	100.00	1,026,400	100.00

●内国為替の取扱実績

【2024年度】

(単位:件、百万円)

	送金・振込		代金取立	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	1,099,470	777,061	34,280	64,567
被仕向為替	1,987,090	944,532	22,904	23,760

【2025年度】

(単位:件、百万円)

	送金・振込		代金取立	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	1,123,833	824,757	25,157	56,482
被仕向為替	2,044,611	985,097	17,330	17,078

- (注) 1. 「内国為替」とは、お客様からのご依頼により、全国の金融機関との間で行う振込、代金取立(電子交換等)をいいます。
2. 本店と各支店との間および各支店相互間における取扱高も合算しております。

V. 貸出金等に関する指標

●貸出金の科目別期中平均残高及び期末残高

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
割引手形	1,637	1,246	1,272	1,246
手形貸付	19,268	18,867	18,723	16,653
証書貸付	320,718	330,932	344,436	360,768
当座貸越	13,133	15,430	15,838	17,787
合計	354,758	366,477	380,271	396,456

●貸出金の金利区分別残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
固定金利	140,376	156,054
変動金利	226,100	240,401
合計	366,477	396,456

●貸出金の業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	669	40,241	10.98	678	43,875	11.06
農業、林業	29	390	0.10	39	462	0.11
漁業	2	33	0.00	2	32	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	12	0.00	1	12	0.00
建設業	1,794	28,727	7.83	1,823	29,354	7.40
電気・ガス・熱供給・水道業	1	498	0.13	2	378	0.09
情報通信業	24	214	0.05	22	201	0.05
運輸業、郵便業	123	6,100	1.66	130	6,354	1.60
卸売業、小売業	767	21,052	5.74	760	22,200	5.59
金融業、保険業	31	27,463	7.49	32	33,598	8.47
不動産業	452	36,944	10.08	481	43,374	10.94
物品賃貸業	11	430	0.11	12	435	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	155	1,725	0.47	158	2,062	0.52
宿泊業	7	166	0.04	6	145	0.03
飲食業	346	3,778	1.03	352	3,759	0.94
生活関連サービス業、娯楽業	318	3,946	1.07	331	3,710	0.93
教育、学習支援業	73	3,331	0.90	75	3,483	0.87
医療、福祉	420	16,880	4.60	428	15,656	3.94
その他のサービス	529	9,789	2.67	532	10,908	2.75
小計	5,752	201,727	55.04	5,864	220,007	55.49
地方公共団体	15	38,655	10.54	16	43,063	10.86
個人	26,142	126,094	34.40	26,711	133,385	33.64
合 計	31,909	366,477	100.00	32,591	396,456	100.00

(注) 1. 個人の貸出先数に、事業者に対する個人資金を含んでいます。(2024年度1,034先、2025年度1,043先)
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	169,296	46.19	183,585	46.30
運転資金	197,181	53.80	212,870	53.69
合 計	366,477	100.00	396,456	100.00

●個人向け融資の内訳

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
住宅資金	91,435	95,788
個人消費資金他	34,659	37,596
合 計	126,094	133,385

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	1,646	1,520
有価証券	-	2
動産	-	-
不動産	51,172	54,963
その他の	-	-
小計	52,819	56,486
保証協会・信用保険	143,715	145,984
保証	14,272	16,799
信用	155,670	177,184
合 計	366,477	396,456

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	108	114
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	54	33
その他の	-	-
小計	162	147
保証協会・信用保険	6	6
保証	-	-
信用	394	263
合 計	563	417

VI. 有価証券等に関する指標

●有価証券の種類別の残高

(単位:百万円)

		2024年度		2025年度	
		期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
国	債	101,103	77,431	91,235	67,492
地 方	債	28,195	32,380	41,428	46,263
社	債	50,964	48,742	53,936	50,794
株	式	5,591	6,148	5,470	5,841
証 券 投 資 信 託		17,399	12,090	12,105	11,266
外 国 証 券		77,265	72,871	77,055	62,078
そ の 他 の 証 券		401	421	401	397
合	計	280,921	250,086	281,633	244,136

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

【2024年度】

(単位:百万円)

	1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国 債	3,227	3,068	0	2,070	16,243	52,821	0	77,431
地 方 債	162	1,902	938	1,405	2,204	25,767	0	32,380
社 債	2,691	6,190	6,924	6,234	13,707	12,108	884	48,742
株 式	0	0	0	0	0	0	6,148	6,148
外 国 証 券	1,560	3,184	3,516	9,915	4,126	10,681	39,885	72,871
そ の 他 の 証 券	932	3,039	1,582	1,325	427	247	4,956	12,511

【2025年度】

(単位:百万円)

	1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国 債	2,516	506	978	6,880	16,466	40,144	0	67,492
地 方 債	378	1,847	648	2,134	900	40,354	0	46,263
社 債	1,630	6,836	12,243	4,182	15,032	9,985	885	50,794
株 式	0	0	0	0	0	0	5,841	5,841
外 国 証 券	2,192	2,162	7,117	6,676	5,487	7,314	31,128	62,078
そ の 他 の 証 券	1,672	1,870	2,347	846	0	0	4,928	11,664

●売買目的有価証券

該当する取引はありません。

●満期保有目的の債権

(単位:百万円)

		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額 (帳簿価格)	時 価	差 額	貸借対照表計上額 (帳簿価格)	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	2,220	2,230	9	200	200	0
	社 債	1,122	1,132	9	920	921	1
	外 国 証 券	1,414	1,455	41	701	711	10
	小 計	4,757	4,818	61	1,822	1,833	11
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	18,415	17,614	△801	35,850	32,822	△3,027
	社 債	493	462	△30	968	896	△72
	外 国 証 券	1,178	1,108	△69	1,026	915	△111
	小 計	20,087	19,185	△901	37,845	34,634	△3,211
合	計	24,844	24,003	△840	39,668	36,468	△3,199

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●その他の有価証券

(単位:百万円)

		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額 (時価)	取得原価	差 額	貸借対照表計上額 (時価)	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	3,287	2,538	748	3,943	2,891	1,052
	債 券	21,767	21,496	270	5,598	5,420	178
	国 債	13,977	13,862	115	3,022	3,017	4
	地 方 債	2,071	2,056	15	200	200	0
	社 債	5,717	5,578	139	2,375	2,202	173
	外 国 証 券	4,072	3,919	153	3,812	3,664	147
	そ の 他	2,251	2,089	161	2,694	2,395	298
	小 計	31,378	30,044	1,334	16,049	14,372	1,677
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,764	3,157	△393	1,797	2,062	△264
	債 券	114,535	134,122	△19,587	121,012	147,781	△26,768
	国 債	63,453	79,241	△15,787	64,470	85,275	△20,805
	地 方 債	9,673	11,173	△1,500	10,012	12,303	△2,290
	社 債	41,409	43,707	△2,298	46,529	50,201	△3,672
	外 国 証 券	66,205	71,425	△5,219	56,538	61,370	△4,831
	そ の 他	10,343	11,640	△1,296	9,014	9,720	△705
	小 計	193,848	220,345	△26,496	188,363	220,933	△32,570
合 計		225,227	250,390	△25,162	204,412	235,305	△30,893

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託および買入金銭債権等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	10	10
関 連 法 人 等 株 式	-	-
非 上 場 株 式	87	90
信 金 中 金 出 資 金	4,367	4,367
組 合 出 資 金	1	1
そ の 他 出 資 金	10	10
合 計	4,476	4,479

●運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

●その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

●デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当する取引はありません。

VII.貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

[P.46](#)に掲載しています。

VIII.貸出金償却の額

[P.46](#)に掲載しています。

I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規程に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示第8号)(以下「第3の柱」という)に則り、金庫の直近の2事業年度における財産の状況を開示するものです。

なお、当金庫は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのあるバーゼルⅢ第3の柱の開示において、「標準的手法」「国内基準」を採用し、自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,955	54,505
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,068	1,072
うち、利益剰余金の額	51,950	53,518
うち、外部流出予定額(△)	64	85
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	83	98
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	83	98
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	53,039	54,603
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	148	131
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	148	131
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	609	926
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	757	1,058
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	52,281	53,545
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	329,423	342,642
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	16,222	18,031
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 …(ニ)	345,645	360,673
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.12%	14.84%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項【単体】

(単位:百万円)

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額		329,423	13,176	342,642	13,705
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		300,205	12,008	317,530
	現金	-	-	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
	外国の中央政府以外の公共部門向け	53	2	53	2
	国際開発銀行向け	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	270	10	120	4
	我が国の政府関係機関向け	313	12	309	12
	地方三公社向け	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,578	3,223	75,007	3,000
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,487	99	3,491	139
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	73,770	2,950	84,243	3,369
	特定貸付債権向け	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	37,466	1,498	39,101	1,564
	トランザクター向け	618	24	578	23
	不動産関連向け	42,886	1,715	46,562	1,862
	自己居住用不動産等向け	22,146	885	23,073	922
	賃貸用不動産向け	14,086	563	14,913	596
	事業用不動産関連向け	6,265	250	8,082	323
	その他不動産関連向け	388	15	493	19
	ADC向け	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	7,636	305	8,543	341
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,925	117	2,917	116
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	157	6	134	5
	取立未済手形	80	3	81	3
	信用保証協会等による保証付	1,975	79	2,115	84
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
	株式等	10,650	426	12,396	495
	上記以外	41,440	1,657	45,946	1,837
	重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,765	190	4,765	190
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,768	190	4,768	190
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	20,884	835	25,068	1,002
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	530	21	530	21
	上記以外のエクスポージャー	10,492	419	10,812	432
②証券化エクスポージャー	②証券化エクスポージャー		-	-	-
	証券化	STC要件適用分	-	-	-
		短期STC要件適用分	-	-	-
		不良債権証券化適用分	-	-	-
		STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		29,217	1,168	25,111
	ルック・スルー方式	29,217	1,168	25,111	1,004
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
	④未決済取引	-	-	-	-

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		16,222	648	18,031	721
	BI	10,815		12,020	
	BIC	1,297		1,442	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		345,645	13,825	360,673	14,426

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びそ の他のデリバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	1,008,440	1,036,865	7,406	7,643	188,648	200,564	3,407	1,476	6,617	6,588
国	外	78,017	66,837	-	-	78,017	66,837	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,086,457	1,103,703	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476	6,617	6,588
製 造 業		57,681	61,862	479	392	12,141	13,457	-	-	803	998
農 業 、 林 業		479	564	7	7	-	-	-	-	-	6
漁 業		60	57	2	2	-	-	-	-	35	34
鉱 業、採石業、砂利採取業		213	213	-	-	200	200	-	-	-	-
建 設 業		37,398	38,863	505	580	200	200	-	-	1,107	1,056
電気・ガス・熱供給・水道業		8,913	9,742	0	0	8,327	9,129	-	-	-	-
情 報 通 信 業		2,180	2,620	1	1	1,594	2,098	-	-	66	43
運 輸 業 、 郵 便 業		8,506	9,048	19	21	1,799	2,000	-	-	322	319
卸 売 業 、 小 売 業		28,634	29,153	417	401	5,314	4,714	-	-	645	771
金 融 業 、 保 険 業		455,788	450,042	94	90	21,275	22,109	-	-	-	-
不 動 産 業		47,282	54,500	90	70	6,713	7,718	-	-	1,565	1,566
物 品 賃 貸 業		430	435	0	0	-	-	-	-	64	64
学術研究、専門・技術サービス業		2,560	3,001	33	35	-	-	-	-	46	44
宿 泊 業		174	152	0	0	-	-	-	-	-	-
飲 食 業		4,563	4,544	30	36	-	-	-	-	322	384
生活関連サービス業、娯楽業		6,328	6,379	112	120	400	400	-	-	462	406
教 育 、 学 習 支 援 業		3,714	3,814	23	10	-	-	-	-	54	71
医 療 、 福 祉		18,897	18,153	83	65	-	-	-	-	391	272
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,061	14,818	201	199	2,368	1,864	-	-	216	189
国・地方公共団体等		183,161	195,963	-	-	144,475	152,851	-	-	-	-
個 人		112,715	118,144	5,301	5,605	-	-	-	-	514	356
そ の 他		92,711	81,626	1	1	61,855	50,657	3,407	1,476	-	-
業 種 別 合 計		1,086,457	1,103,703	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476	6,617	6,588
1 年 以 下		163,268	154,075	1,945	1,518	8,745	8,388	11	8		
1 年 超 3 年 以 下		206,581	191,926	2,403	2,690	17,537	13,431	55	11		
3 年 超 5 年 以 下		77,323	100,513	69	84	13,492	24,480	14	85		
5 年 超 7 年 以 下		67,417	65,929	99	32	22,172	22,003	148	75		
7 年 超 10 年 以 下		162,968	155,981	108	125	37,919	41,210	6	-		
10 年 超		289,349	307,638	414	501	120,739	121,826	3	-		
期 間 の 定 め の な い も の		119,549	127,637	2,366	2,690	46,057	36,059	3,167	1,295		
残 存 期 間 別 合 計		1,086,457	1,103,703	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	171	83	-	171	83
	2025年度	83	98	-	83	98
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	1,840	1,768	24	1,816	1,768
	2025年度	1,768	1,822	2	1,766	1,822
合 計	2024年度	2,012	1,852	24	1,988	1,852
	2025年度	1,852	1,921	2	1,850	1,921

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金										貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
						目的使用		その他					
		2024年 度	2025年 度	2024年 度	2025年 度	2024年 度	2025年 度	2024年 度	2025年 度	2024年 度	2025年 度	2024年 度	2025年 度
国 内	1,840	1,768	1,768	1,822	24	2	1,816	1,766	1,768	1,822			
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地 域 別 合 計	1,840	1,768	1,768	1,822	24	2	1,816	1,766	1,768	1,822			
製 造 業	207	245	245	317	-	-	207	245	245	317	-	-	
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁 業	26	24	24	23	-	-	26	24	24	23	-	-	
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	65	51	51	65	12	-	53	51	51	65	-	-	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	-	
運 輸 業 、 郵 便 業	3	2	2	1	-	-	3	2	2	1	-	-	
卸 売 業 、 小 売 業	133	129	129	135	0	-	133	129	129	135	-	-	
金 融 業 、 保 険 業	25	6	6	21	-	-	25	6	6	21	-	-	
不 動 産 業	692	664	664	742	-	-	692	664	664	742	-	-	
物 品 賃 貸 業	1	1	1	0	-	-	1	1	1	0	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲 食 業	31	36	36	34	-	0	31	35	36	34	-	0	
生活関連サービス業、娯楽業	224	210	210	210	-	-	224	210	210	210	-	-	
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 療 、 福 祉	358	338	338	216	-	1	358	337	338	216	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス	51	43	43	40	6	-	45	43	43	40	-	-	
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	17	12	12	11	4	-	12	12	12	11	-	-	
合 計	1,840	1,768	1,768	1,822	24	2	1,816	1,766	1,768	1,822	-	0	

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	8,111	-	8,111	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	126,178	-	126,178	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	73,301	-	73,793	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	268	-	268	-	53	20%
国際開発銀行向け	1,426	-	1,426	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,701	-	2,701	-	270	10%
我が国の政府関係機関向け	3,130	-	3,130	-	313	10%
地方三公社向け	500	-	8	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	414,699	-	414,699	-	80,578	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,234	-	12,234	-	2,487	20%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	109,559	6,932	106,631	906	73,770	69%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	71,046	61,859	68,190	3,933	37,466	52%
トランザクター向け	-	43,498	-	2,441	618	25%
不動産関連向け	110,687	7	110,563	7	42,886	39%
自己居住用不動産等向け	87,013	6	86,954	6	22,146	25%
賃貸用不動産向け	16,672	0	16,627	0	14,086	85%
事業用不動産関連向け	6,248	-	6,234	-	6,265	100%
その他不動産関連向け	753	-	747	-	388	52%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	7,636	-	7,636	-	7,636	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,449	67	2,433	24	2,925	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	403	-	403	-	157	39%
取立未済手形	404	-	404	-	80	20%
信用保証協会等による保証付	44,762	131	44,762	13	1,975	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	10,650	-	10,650	-	10,650	100%
合計					258,764	

(単位:百万円)

		2025年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金		8,145	-	8,145	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		141,500	-	141,500	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		92,434	-	93,237	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		267	-	267	-	53	20%
国際開発銀行向け		709	-	709	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		1,200	-	1,200	-	120	10%
我が国の政府関係機関向け		3,092	-	3,092	-	309	10%
地方三公社向け		1,411	-	608	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		389,013	-	389,013	-	75,007	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		17,259	-	17,259	-	3,491	20%
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		122,896	7,504	120,613	874	84,243	69%
特定貸付債権向け		-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		76,621	65,045	73,931	3,871	39,101	50%
トランザクター向け		-	44,856	-	2,382	578	24%
不動産関連向け		116,988	6	116,849	6	46,562	40%
自己居住用不動産等向け		90,658	6	90,609	6	23,073	25%
賃貸用不動産向け		17,531	-	16,891	-	14,913	88%
事業用不動産関連向け		7,881	-	8,438	-	8,082	96%
その他不動産関連向け		917	-	909	-	493	54%
ADC向け		-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		6,834	-	6,834	-	8,543	125%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		2,475	53	2,443	11	2,917	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		280	-	280	-	134	48%
取立未済手形		407	-	407	-	81	20%
信用保証協会等による保証付		41,955	143	41,955	14	2,115	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
株式等		9,535	-	9,535	-	12,396	130%
合計						271,584	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、四捨五入の上、整数で表記しています。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2024年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	8,111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	126,178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	73,793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	1,426	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	2,701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	3,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,009	-	-	399,484	-	2,105	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	12,034	-	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	23,359	-	-	-	-	-	-	-	-	16,286	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	25	10	-	28,548	-	-	-	-	-	-	-	520	4,439	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	1,920	-	-	-	-	-	-	-	520	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	190	-	72,656	610	3,057	16	656	5	1,236	9	1,395	5,811	13	1,933	12	
自己居住用不動産等向け	-	186	-	72,514	610	1,376	16	-	5	1,236	-	-	5,801	-	-	12	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,680	-	656	-	-	9	1,395	-	13	1,342	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	4	-	142	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	591	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	6	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	489	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	307	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	25,025	19,750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	247,579	25,790	-	525,095	610	5,163	16	656	5	1,236	9	1,916	27,129	13	1,933		

(単位:百万円)

	2024年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,111
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126,178
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,793
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	268
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,426
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,701
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,130
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	414,699
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,234
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	400	-	45,580	-	-	21,911	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107,538
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	37,109	-	-	-	-	1,469	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72,124
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,441
不動産関連向け	6,368	884	-	-	499	-	-	10,605	4,502	-	-	103	-	-	-	-	110,570
自己居住用不動産等向け	5,137	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86,960
賃貸用不動産向け	-	822	-	-	-	-	-	10,605	-	-	-	103	-	-	-	-	16,628
事業用不動産関連向け	1,231	-	-	-	499	-	-	-	4,502	-	-	-	-	-	-	-	6,234
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	747
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,636	-	-	-	-	7,636
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	312	-	-	-	-	1,569	-	-	-	-	2,445
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,776
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,650	-	-	-	10,650
合計	6,368	38,394	-	45,580	499	-	23,788	10,605	4,502	-	-	9,309	10,650	-	-	-	986,868

(単位:百万円)

	2025年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	8,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	141,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	93,237	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	267	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	709	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	3,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,178	-	-	371,629	-	2,105	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	17,058	-	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	27,325	-	-	-	-	-	-	-	-	15,364	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	19	10	-	33,457	-	-	-	-	-	-	-	406	3,711	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	1,975	-	-	-	-	-	-	-	406	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	168	-	75,779	476	3,180	15	567	13	1,513	-	1,763	5,961	-	1,481	-	
自己居住用不動産等向け	-	165	-	75,652	476	1,410	15	-	13	1,513	-	-	5,957	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,769	-	-	-	-	-	1,763	-	-	705	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	567	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	3	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	775	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	5	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	167	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	20,820	21,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	280,220	25,627	-	509,086	476	5,286	15	567	13	1,513	-	2,170	25,779	-	1,481	-	

(単位:百万円)

	2025年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,145
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	141,500
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93,237
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	267
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	709
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,092
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	389,013
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,259
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	300	-	50,843	-	-	27,653	-	-	-	-	-	-	-	-	121,487
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	39,308	-	-	-	-	888	-	-	-	-	-	-	-	-	77,802
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,382
不動産関連向け	6,529	1,112	-	-	545	-	-	11,585	6,158	-	-	2	-	-	-	116,855
自己居住用不動産等向け	5,362	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,615
賃貸用不動産向け	-	1,064	-	-	-	-	-	11,585	-	-	-	2	-	-	-	16,891
事業用不動産関連向け	1,166	-	-	-	545	-	-	-	6,158	-	-	-	-	-	-	8,438
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	909
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,834	-	-	-	6,834
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	146	-	-	-	-	1,634	-	-	-	2,454
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	87	-	-	-	-	-	-	-	-	280
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	407
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,970
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,535	-	-	9,535
合計	6,529	40,721	-	50,843	545	-	28,775	11,585	6,158	-	-	8,471	9,535	-	-	1,015,405

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	800,256	29,573	10.42%	804,918
40%～70%	40,120	24,661	10.01%	38,620
75%	40,373	7,701	12.29%	38,394
80%	-	-	-	-
85%	46,966	2,613	14.40%	45,580
90%～100%	25,106	4,411	14.41%	24,288
105%～130%	15,124	-	-	15,107
150%	9,320	23	12.73%	9,309
250%	10,650	-	-	10,650
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	987,920	68,985	10.89%	986,868

(単位:百万円)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	816,431	30,483	10.02%	821,293
40%～70%	38,935	25,411	10.01%	37,474
75%	43,003	9,215	10.87%	40,721
80%	-	-	-	-
85%	52,168	3,507	12.82%	50,843
90%～100%	29,414	4,108	14.01%	29,320
105%～130%	17,787	-	-	17,743
150%	8,495	26	12.48%	8,471
250%	9,535	-	-	9,535
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,015,771	72,752	10.48%	1,015,405

- (注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで、
2. 「CCFの加重平均値 (%)」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			4,237	4,435	113,106	120,389	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	2,406	895	2,406	895
(i) 外国為替関連取引	2,386	866	2,386	866
(ii) 金利関連取引	3	6	3	6
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	16	21	16	21
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	2,406	895	2,406	895

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

当金庫は、有価証券投資の一環として証券化エクスポージャーを購入しており、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- a.証券化エクスポージャーは保有していません。
 - b.再証券化エクスポージャーは保有していません。
- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
- a.証券化エクスポージャーは保有していません。
 - b.再証券化エクスポージャーは保有していません。
- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,472	6,472	6,139	6,139
非 上 場 株 式 等	4,476	4,476	4,479	4,479
合 計	10,949	10,949	10,618	10,618

(注) 上場株式等、非上場株式等のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	1,157	1,491
売 却 損	34	-
償 却	-	-

(注) 売却益、売却損、償却のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	376	784

(注) 評価損益の額には、投資信託の評価損益は含んでおりません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	63,158	50,226
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

- (注) 1. リック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げる方式です。
2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250%(400%)を下回る蓋然性が高い場合は250%(400%)のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

(8) 金利リスクに関する事項(銀行勘定金利リスク: IRRBB)

(単位:百万円)

項 番	金利ショックシナリオ	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,426	12,569	1,499	1,651
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	8,433	8,837		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	※上記のうち最大値	11,426	12,569	1,499	1,651
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	53,545		52,281	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しています。
2. △(デルタ)EVEとは、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義されます。
- …経済価値ベースの金利リスク指標
- △(デルタ)NIIとは、金利ショックが、基準日から12ヵ月間の純金利収入(NII:受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義されます。
- …収益ベースの金利リスク指標

II. 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

連結の範囲等に関する事項

当金庫には、子会社として「但陽ビジネスサービス株式会社」があります。同社は、その資産、経常利益、当期純利益、利益剰余金等から見て、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため連結財務諸表は作成しておりません。

ただし、同社は、自己資本比率規制の第一の柱告示第3条第1項に定める「金融子会社」に該当するため、単体と同様「標準的手法」「国内基準」を採用し、連結自己資本比率を算出しています。

子会社は、当金庫の現金精査並びに整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務等を行っており、資金移動及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

なお、バーゼルIIIで求められている「連結」における2事業年度の開示事項のうち「単体」と同一内容の開示については記述を省略し、その旨と単体の該当ページを表示しています。

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,131	54,686
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,068	1,072
うち、利益剰余金の額	52,127	53,700
うち、外部流出予定額(△)	64	85
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	83	98
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	83	98
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	53,215	54,785
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	148	131
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	148	131
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	609	926
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	757	1,058
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	52,457	53,727
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	329,413	342,632
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	16,399	18,210
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 …(ニ)	345,812	360,843
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.16%	14.88%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項【連結】

(単位:百万円)

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額		329,413	13,176	342,632	13,705
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	現金		-	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-
	国際決済銀行等向け		-	-	-
	我が国の地方公共団体向け		-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け		53	2	53
	国際開発銀行向け		-	-	-
	地方公共団体金融機構向け		270	10	120
	我が国の政府関係機関向け		313	12	309
	地方三公社向け		-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		80,578	3,223	75,007
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,487	99	3,491	139
	カバード・ボンド向け		-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		73,770	2,950	84,243
	特定貸付債権向け	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け		37,466	1,498	39,101
	トランザクター向け	618	24	578	23
	不動産関連向け		42,886	1,715	46,562
	自己居住用不動産等向け	22,146	885	23,073	922
	賃貸用不動産向け	14,086	563	14,913	596
	事業用不動産関連向け	6,265	250	8,082	323
	その他不動産関連向け	388	15	493	19
	ADC向け	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等		7,636	305	8,543
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		2,925	117	2,917
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		157	6	134
	取立未済手形		80	3	81
	信用保証協会等による保証付		1,975	79	2,115
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-
	株式等		10,640	425	12,386
	上記以外		41,440	1,657	45,946
	重要な出資のエクスポージャー		-	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		4,765	190	4,765
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		4,768	190	4,768
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		20,884	835	25,068
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー		530	21	530
	上記以外のエクスポージャー		10,492	419	10,812
②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
証券化	STC要件適用分	-	-	-	-
	短期STC要件適用分	-	-	-	-
	不良債権証券化適用分	-	-	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		29,217	1,168	25,111	1,004
	ルック・スルー方式	29,217	1,168	25,111	1,004
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引		-	-	-	-

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		16,399	655	18,210	728
	BI	10,932		12,140	
	BIC	1,311		1,456	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)		345,812	13,832	360,843	14,433

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4% (自己資本比率規制における国内基準)
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー 区 分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びそ 他のデリバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	1,008,430	1,036,855	7,406	7,643	188,648	200,564	3,407	1,476	6,617	6,588
国	外	78,017	66,837	-	-	78,017	66,837	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,086,447	1,103,693	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476	6,617	6,588
製 造 業		57,681	61,862	479	392	12,141	13,457	-	-	803	998
農 業 、 林 業		479	564	7	7	-	-	-	-	-	6
漁 業		60	57	2	2	-	-	-	-	35	34
鉱 業、採石業、砂利採取業		213	213	-	-	200	200	-	-	-	-
建 設 業		37,398	38,863	505	580	200	200	-	-	1,107	1,056
電気・ガス・熱供給・水道業		8,913	9,742	0	0	8,327	9,129	-	-	-	-
情 報 通 信 業		2,180	2,620	1	1	1,594	2,098	-	-	66	43
運 輸 業、郵便業		8,506	9,048	19	21	1,799	2,000	-	-	322	319
卸 売 業、小 売 業		28,634	29,153	417	401	5,314	4,714	-	-	645	771
金 融 業、保険業		455,788	450,042	94	90	21,275	22,109	-	-	-	-
不 動 産 業		47,282	54,500	90	70	6,713	7,718	-	-	1,565	1,566
物 品 賃 貸 業		430	435	0	0	-	-	-	-	64	64
学術研究、専門・技術サービス業		2,560	3,001	33	35	-	-	-	-	46	44
宿 泊 業		174	152	0	0	-	-	-	-	-	-
飲 食 業		4,563	4,544	30	36	-	-	-	-	322	384
生活関連サービス業、娯楽業		6,328	6,379	112	120	400	400	-	-	462	406
教 育、学 習 支 援 業		3,714	3,814	23	10	-	-	-	-	54	71
医 療、福 祉		18,897	18,153	83	65	-	-	-	-	391	272
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,051	14,808	201	199	2,368	1,864	-	-	216	189
国・地方公共団体等		183,161	195,963	-	-	144,475	152,851	-	-	-	-
個	人	112,715	118,144	5,301	5,605	-	-	-	-	514	356
そ	の 他	92,711	81,626	1	1	61,855	50,657	3,407	1,476	-	-
業 種 別 合 計		1,086,447	1,103,693	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476	6,617	6,588
1 年 以 下		163,268	154,075	1,945	1,518	8,745	8,388	11	8		
1 年 超 3 年 以 下		206,581	191,926	2,403	2,690	17,537	13,431	55	11		
3 年 超 5 年 以 下		77,323	100,513	69	84	13,492	24,480	14	85		
5 年 超 7 年 以 下		67,417	65,929	99	32	22,172	22,003	148	75		
7 年 超 10 年 以 下		162,968	155,981	108	125	37,919	41,210	6	-		
10 年 超		289,349	307,638	414	501	120,739	121,826	3	-		
期 間 の 定 め の な い も の		119,539	127,627	2,366	2,690	46,057	36,059	3,167	1,295		
残 存 期 間 別 合 計		1,086,447	1,103,693	7,406	7,643	266,665	267,402	3,407	1,476		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容と同一です。(P.46)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における開示内容と同一です。(P.46)

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		2024年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金		8,111	-	8,111	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		126,178	-	126,178	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		73,301	-	73,793	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		268	-	268	-	53	20%
国際開発銀行向け		1,426	-	1,426	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		2,701	-	2,701	-	270	10%
我が国の政府関係機関向け		3,130	-	3,130	-	313	10%
地方三公社向け		500	-	8	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		414,699	-	414,699	-	80,578	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		12,234	-	12,234	-	2,487	20%
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		109,559	6,932	106,631	906	73,770	69%
特定貸付債権向け		-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		71,046	61,859	68,190	3,933	37,466	52%
トランザクター向け		-	43,498	-	2,441	618	25%
不動産関連向け		110,687	7	110,563	7	42,886	39%
自己居住用不動産等向け		87,013	6	86,954	6	22,146	25%
賃貸用不動産向け		16,672	0	16,627	0	14,086	85%
事業用不動産関連向け		6,248	-	6,234	-	6,265	100%
その他不動産関連向け		753	-	747	-	388	52%
ADC向け		-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		7,636	-	7,636	-	7,636	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		2,449	67	2,433	24	2,925	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		403	-	403	-	157	39%
取立未済手形		404	-	404	-	80	20%
信用保証協会等による保証付		44,762	131	44,762	13	1,975	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
株式等		10,640	-	10,640	-	10,640	100%
合計						258,754	

(単位:百万円)

		2025年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金		8,145	-	8,145	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		141,500	-	141,500	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		92,434	-	93,237	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		267	-	267	-	53	20%
国際開発銀行向け		709	-	709	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		1,200	-	1,200	-	120	10%
我が国の政府関係機関向け		3,092	-	3,092	-	309	10%
地方三公社向け		1,411	-	608	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		389,013	-	389,013	-	75,007	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		17,259	-	17,259	-	3,491	20%
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		122,896	7,504	120,613	874	84,243	69%
特定貸付債権向け		-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		76,621	65,045	73,931	3,871	39,101	50%
トランザクター向け		-	44,856	-	2,382	578	24%
不動産関連向け		116,988	6	116,849	6	46,562	40%
自己居住用不動産等向け		90,658	6	90,609	6	23,073	25%
賃貸用不動産向け		17,531	-	16,891	-	14,913	88%
事業用不動産関連向け		7,881	-	8,438	-	8,082	96%
その他不動産関連向け		917	-	909	-	493	54%
ADC向け		-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		6,834	-	6,834	-	8,543	125%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		2,475	53	2,443	11	2,917	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		280	-	280	-	134	48%
取立未済手形		407	-	407	-	81	20%
信用保証協会等による保証付		41,955	143	41,955	14	2,115	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
株式等		9,525	-	9,525	-	12,386	130%
合計						271,574	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、四捨五入の上、整数で表記しています。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	8,111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	126,178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	73,793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,426	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,009	-	-	399,484	-	2,105	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	12,034	-	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	23,359	-	-	-	-	-	-	-	-	16,286	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	25	10	-	28,548	-	-	-	-	-	-	-	520	4,439	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,920	-	-	-	-	-	-	-	520	-	-	-	-
不動産関連向け	-	190	-	72,656	610	3,057	16	656	5	1,236	9	1,395	5,811	13	1,933	12
自己居住用不動産等向け	-	186	-	72,514	610	1,376	16	-	5	1,236	-	-	5,801	-	-	12
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,680	-	656	-	-	9	1,395	-	13	1,342	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	4	-	142	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	591	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	6	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	489	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	307	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	25,025	19,750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	247,579	25,790	-	525,095	610	5,163	16	656	5	1,236	9	1,916	27,129	13	1,933	12

(単位:百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,111
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126,178
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,793
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	268
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,426
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,701
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,130
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	414,699
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,234
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	400	-	45,580	-	21,911	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107,538
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	37,109	-	-	-	1,469	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72,124
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,441
不動産関連向け	6,368	884	-	-	499	-	-	10,605	4,502	-	-	103	-	-	-	110,570
自己居住用不動産等向け	5,137	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86,960
賃貸用不動産向け	-	822	-	-	-	-	-	10,605	-	-	-	103	-	-	-	16,628
事業用不動産関連向け	1,231	-	-	-	499	-	-	-	4,502	-	-	-	-	-	-	6,234
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	747
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,636	-	-	-	7,636
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	312	-	-	-	-	-	1,569	-	-	-	2,445
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,776
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,640	-	-	10,640
合計	6,368	38,394	-	45,580	499	-	23,788	10,605	4,502	-	-	9,309	10,640	-	-	986,858

(単位:百万円)

	2025年度															
	資産の額及び信用相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	8,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	141,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	93,237	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	267	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	709	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,178	-	-	371,629	-	2,105	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	17,058	-	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	27,325	-	-	-	-	-	-	-	-	15,364	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	19	10	-	33,457	-	-	-	-	-	-	-	406	3,711	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,975	-	-	-	-	-	-	-	406	-	-	-	-
不動産関連向け	-	168	-	75,779	476	3,180	15	567	13	1,513	-	1,763	5,961	-	1,481	-
自己居住用不動産等向け	-	165	-	75,652	476	1,410	15	-	13	1,513	-	-	5,957	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,769	-	-	-	-	-	1,763	-	-	705	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	567	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	3	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	775	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	5	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	167	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	20,820	21,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	280,220	25,627	-	509,086	476	5,286	15	567	13	1,513	-	2,170	25,779	-	1,481	-

(単位:百万円)

	2025年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,145	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	141,500	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93,237	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	267	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	709	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,092	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	389,013	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,259	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	300	-	50,843	-	27,653	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121,487	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	39,308	-	-	-	888	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77,802	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,382	
不動産関連向け	6,529	1,112	-	-	545	-	-	11,585	6,158	-	-	2	-	-	-	116,855	
自己居住用不動産等向け	5,362	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,615	
賃貸用不動産向け	-	1,064	-	-	-	-	-	11,585	-	-	-	2	-	-	-	16,891	
事業用不動産関連向け	1,166	-	-	-	545	-	-	-	6,158	-	-	-	-	-	-	8,438	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	909	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,834	-	-	-	6,834	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	146	-	-	-	-	-	1,634	-	-	-	2,454	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	280	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	407	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,970	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,525	-	-	9,525	
合計	6,529	40,721	-	50,843	545	-	28,775	11,585	6,158	-	-	8,471	9,525	-	-	1,015,395	

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	800,256	29,573	10.42%	804,918
40%～70%	40,120	24,661	10.01%	38,620
75%	40,373	7,701	12.29%	38,394
80%	-	-	-	-
85%	46,966	2,613	14.40%	45,580
90%～100%	25,106	4,411	14.41%	24,288
105%～130%	15,124	-	-	15,107
150%	9,320	23	12.73%	9,309
250%	10,640	-	-	10,640
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	987,910	68,985	10.89%	986,858

(単位:百万円)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	816,431	30,483	10.02%	821,293
40%～70%	38,935	25,411	10.01%	37,474
75%	43,003	9,215	10.87%	40,721
80%	-	-	-	-
85%	52,168	3,507	12.82%	50,843
90%～100%	29,414	4,108	14.01%	29,320
105%～130%	17,787	-	-	17,743
150%	8,495	26	12.48%	8,471
250%	9,525	-	-	9,525
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,015,761	72,752	10.48%	1,015,395

- (注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで、
2. 「CCFの加重平均値 (%)」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.51)

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.52)

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.52)

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.52)

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.53)

(8) 金利リスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.53)

Ⅲ. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	但陽信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,072百万円
配当率	年8.00%(うち創業100周年記念配当2.00%)

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回る14.84%の水準にあり、経営の健全性・安全性を十分維持していると自負しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務活動を通じ、そこから得られる利益による堅実な資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスク管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先等の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などについて、さまざまな角度から分析を行っています。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と融資推進部門を分離して相互牽制が働く体制とし、大口与信に対しては融資審査会を設置して審査体制の強化を図っています。さらに、ALM委員会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営にかかる重要事項を審議しています。

以上の相互牽制機能、審査体制の強化、経営陣による審議に加え、リスク管理を行う所管部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築するとともに、有価証券運用にかかる市場性信用リスクについても、「資金運用規程」等に基づいて、適切な信用リスク管理を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「貸出金等の償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて、一般貸倒引当金を算出しています。

破綻懸念先については、担保・保証による回収可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて個別貸倒引当金を算出しています。ただし、未保全額が当金庫の定める金額以上の債務者については、キャッシュフロー控除法に基づき必要と認める額を別途算出し、これを個別貸倒引当金としています。

実質破綻先及び破綻先については、担保・保証による回収可能見込額を除いた未保全額全額を個別貸倒引当金として算出しています。

なお、算出結果等については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody'sの3機関と定めており、国内エクスポートはR&IとJCR、国外エクスポートはMoody'sとしています。

適格格付機関		判定区分
R&I	株式会社 格付投資情報センター	国内エクスポート
JCR	株式会社 日本格付研究所	
Moody's	ムーディーズ・ジャパン株式会社	国外エクスポート

「適格格付機関」とは

自己資本比率規制(バーゼル規制)において、金融機関が「リスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する格付機関」のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しているため、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資業務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポートについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また、一般社団法人しんきん保証基金については、適格格付機関(JCR)が付与している格付(AA-)に基づき判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中度は、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

(4) 派生商品取引等の取引相手の信用リスクに関するリスク管理

当金庫では、お客様の金利変動にかかるリスク・ヘッジにお応えするための円金利スワップ取引や、当金庫の有価証券運用の一環としての派生商品取引も行う方針としています。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。そのうち、信用リスクへの対応としては、「デリバティブ取引取扱規程」の中で取引相手方を信用力の高い金融機関及び上場会社と定めて信用リスクを回避しており、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。(市場リスクへの対応については後述します。)その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。

「派生商品取引(デリバティブ取引)」とは

有価証券や通貨・金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられます。

4.市場リスク管理

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、年度ごとの事業計画に基づいて余資運用額を決定し、収益計画・市場環境を考慮して運用方針・運用計画を策定しています。その方針・計画に基づいて設定したリスク限度枠、損失限度枠を遵守し、リスクを適切にコントロールしながら余資運用を行い、市場リスク等の状況については、定期的にALM委員会や常務会に報告しています。

(2) 派生商品取引等のリスク管理

派生商品取引等における市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(3) 証券化エクスポージャーに関する事項

①証券化エクスポージャーに関するリスク管理

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫は、投資家として購入しているのみで、オリジネーターとしての証券化取引は行っていません。

当該有価証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限るなど、適正な運用・管理を行っています。

②証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する手法

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に沿った適正な処理を行っています。

④証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody'sの3機関と定めており、原則として、国内エクスポージャーはR&IとJCR、国外エクスポージャーはMoody'sとしています。

(4) 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、及びVaR(最大予想損失額)によるリスク計測によって把握するとともに、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況等をALM委員会及び常務会に諮り投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては「資金運用規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式に関しても、前述の規程等に基づいた厳格な運用・管理を行っており、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に沿った適正な処理を行っています。

(5) 金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクとして定義されますが、当金庫においては、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、開示告示で定められた金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク、BPV及びVaR(最大予想損失額)の計測や、新商品の導入による影響などを統合サブシステムや証券会社システムを活用して定期的に計測を行い、ALM委員会と協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動とした上で管理を行っており、金利リスク計測の対象範囲は金融商品に関する会計基準で定義される金融資産・負債のうち、預金、貸出金、預け金、有価証券など、主として金利・期間を有する金利感応資産・負債としています。

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

リスク限度額やモニタリング手法など金利リスクの管理手法については、半期毎または必要に応じてALM委員会等において協議・検討を行い、統合的リスク管理及び市場リスク管理計画の一部として策定し、常務会で承認を得ています。

期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM委員会及び常務会に報告し、業務運営の方向性ととも、各種施策及びコントロールについての協議・検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては毎月末日を基準日として月次ベースで、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次ベースで計測しています。

(エ) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づくヘッジ方針のもと、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対して適用し、リスクの削減・管理を行うものとしています。

②金利リスク算定手法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2026年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.2年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としています。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金として定義されます。

当金庫では、金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して人格グループ別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に計測することで実質的な満期を計測しております。また、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等も併せて行っております。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

貸出の期限前償還率、定期預金の期限前解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算し、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提

割引金利の相関やスプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

Δ EVEは、キャッシュフローを展開した上で計測しており、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどにより重大な影響を受けます。

一方、 Δ NIIIは、リスクフリーレートに対する預貸金指標金利の追従率の見直しなどにより重大な影響を受けます。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE及び Δ NIIIの開示にあたり、その算定方法等については特段の変動はありません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の Δ EVEは、監督上の基準値(20%)を超過する状況にありますが、金利リスクを含む統合的なリスク管理上においては、特段問題のない水準であると認識しています。

(イ) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

当金庫では、主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクによる時価変動額を算定しており、VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する分散共分散法を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99%、保有期間を6か月として算出しています。

「IRRBB」とは

「Interest Rate Risk in the Banking Book(銀行勘定金利リスク)」の略で、一定の金利水準変動により、金融機関の資本・損益に対して生じるリスクをいい、バーゼル規制では、金利リスクの計測・管理等を金融機関が行い、監督当局が当該取組み内容を検証・監督する枠組みをいいます。

「 Δ (デルタ)EVE」とは

「Economic Value of Equity」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック(上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下)により計算されるものをいいます。(経済価値ベースの金利リスク指標)

「 Δ (デルタ)NIII」とは

「Net Interest Income」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック(上方パラレルシフト、下方パラレルシフト)により計算されるものをいいます。(収益ベースの金利リスク指標)

「VaR」とは

「Value at Risk(バリュー・アット・リスク)」の略で、過去の一定期間(観測期間)の変動データに基づき、将来のある一定期間(保有期間)のうちに、ある一定の確率(信頼区間)の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計した値をいいます。

「BPV」とは

「Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)」の略で、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表し、金利リスク指標のひとつです。

5. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、日々の資金繰りや緊急時の資金需要に対応するために、資金繰りの状況の逼迫度に応じて、平常時、懸念時及び危機時の3段階に区分し、それぞれの区分に応じた管理方法及び対応方法を定めており、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

6. オペレーショナル・リスク管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。

当金庫では、具体的に、事務リスク、システムリスク以外に法務リスク、評判リスク、人的リスク、有形資産リスクをオペレーショナル・リスクとして定義し、それらのリスク管理の重要性を認識するとともに、関係部署と連携を図りながら管理態勢の整備・強化に努めています。

また、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時における影響度の極小化に努めています。

(2) 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、ミスや不正を防止するために、「事務取扱規程」を基本規程として関連の各種規程等を遵守した厳正な事務処理に努め、内部監査による定期的な検証を行うなど、相互牽制態勢の整備・強化に取り組むとともに、事務指導や研修等を通じ、本部と営業店が一体となって事務レベルの向上に努めています。

(3) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ等の情報システム機器の障害や誤作動、システムの不具合、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、基幹システムに、「信金共同オンラインシステム」を採用しています。同システムは、機器や設備等に十分な安全対策を講じています。

さらに、オンラインや個別業務システム等の使用に関して、厳格なルールの適用や内部監査等によってトラブルや不正の防止に努めるとともに、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

(4) その他のリスク管理

その他のリスクについては、顧客保護等管理方針を定め、①顧客に対する適切かつ十分な説明、②相談・苦情等の適切な処置、③顧客情報の適切な管理、④外部委託業務の的確性及び顧客情報・対応の適切性の確保、⑤利益相反取引の適切な管理等について、各種会議・研修等を通じて、役職員に繰り返し周知するなど、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備・強化に努めています。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

①オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 : 「標準的計測手法」

②BI(事業規模指標)の算出方法 : BIは自己資本比率告知第305号第2項に基づき、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。

③ILM(内部損失乗数)の算出方法 : ILMは自己資本比率告示第306号第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門はありません。また、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

総代会制度

■ 総代会制度について

当金庫は、総会に代えて、総代会制度を採用しております。総代会は、当金庫会員の中から、「定款」および「総代選任規程」に基づき、公平に選任された総代で組織される当金庫最高の意思決定機関で、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。この総代会は、決算の承認、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決定し、会員の総意を適正に反映するための制度です。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動や顧客アンケートを通じて、会員やお取引先の大切な意見を経営に反映していくよう取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

また、これまでに、会員から反社会的勢力を排除するため、会員資格や除名、長期所在不明会員の法定脱退に関する定款の変更を行いました。

● 総代とその選任方法

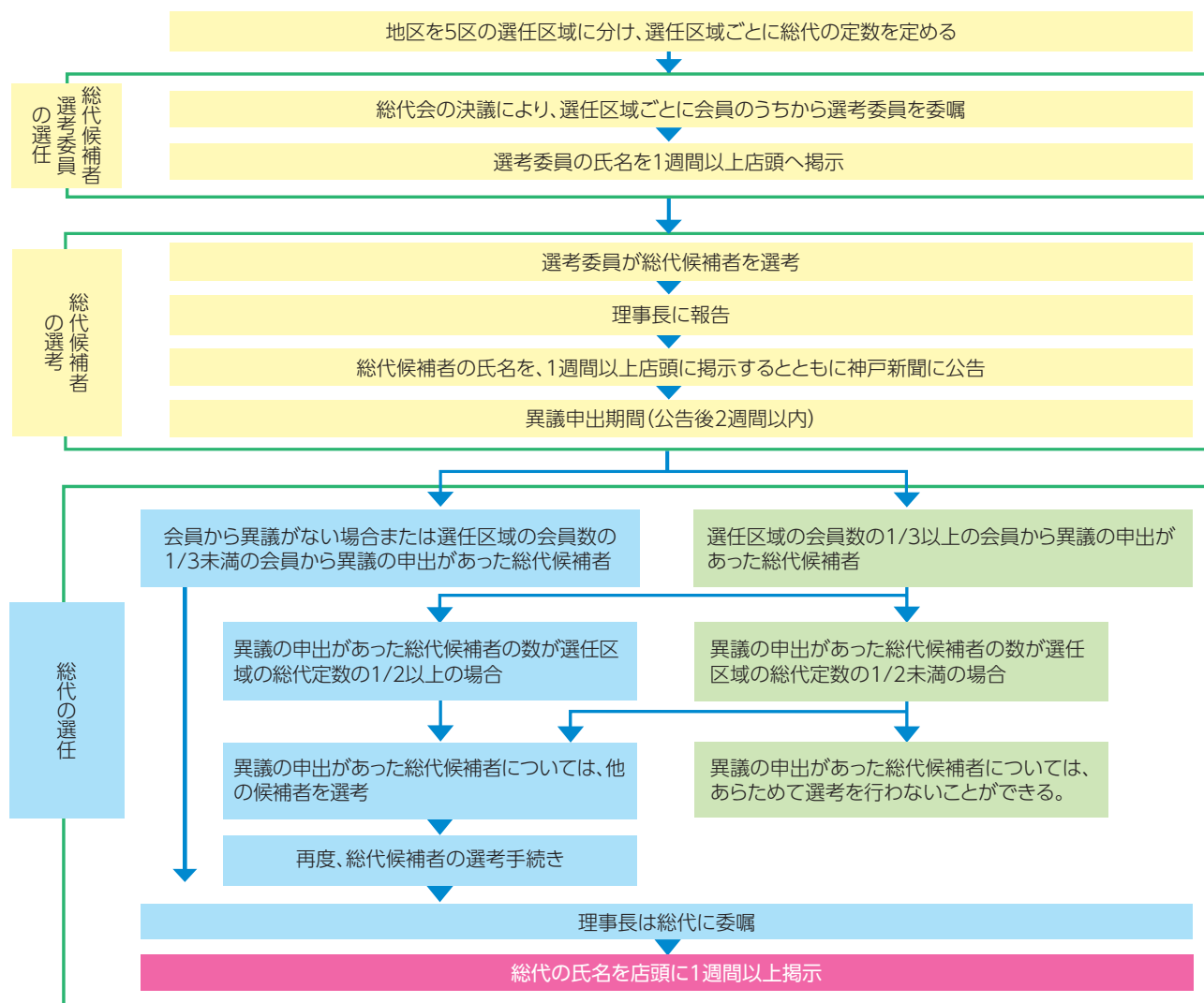
《総代の任期・定数》

- ① 総代の任期は2年です。
- ② 総代の定数は、90人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
2026年6月末現在の総代数は111名で、2026年3月末現在の会員数は33,169名です。

《総代の選任方法》

- 総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。
総代の選任については、「総代選任規程」および「総代候補者選考基準」に基づき、次の手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

● 総代が選任されるまでの手続き



《総代候補者の選考基準》

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代に相応しい候補者を会員の中から公正に選考しています。

①資格要件

- ・当金庫の会員であること。
- ・就任時点で満80歳を超えていないこと。

②適格要件

- ・人格識見に優れ、地域と金庫の発展に寄与できること。
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しいこと。
- ・良識をもって正しい判断ができること。
- ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫と緊密な取引関係を有すること。

●総代選任区域及び総代氏名

総代総数111(内法人総代14) 2026年6月末現在(法人個人別50首順・敬称略)

地 区	区 域	人数	氏 名
第1地区	朝来市 養父市	9	井上英俊⑮ 奥藤博司⑨ 衣川義弘③ 桐山徹郎⑭ 佐藤 恭⑮ 田辺秀夫③ 能見洋八郎⑮ 松本政信⑥ 株式会社タクミナ㉟
第2地区	神崎郡 加西市 西脇市	17	伊東徹弥① 岩崎敬三⑦ 片岡 仁② 川岸浩二② 後藤優佳② 菅野弘司⑥ 千石滋之② 谷 総 徹⑦ 谷口守男⑬ 中塚昌利⑬ 濱本泰秀④ 平野智哉③ 三森真一郎① 山名宗悟⑤ 株式会社誠壽堂⑦ 兵庫クレー株式会社⑩ 福伸電機株式会社⑪
第3地区	姫路市 (旧飾磨郡 家島町を除く) たつの市 揖保郡	41	安達 裕① 阿比野剛⑦ 井上登志男③ 井上 拓⑦ 大池玄承③ 岡田兼明① 大西 敦② 尾上広和② 北野 香⑦ 窪 重男① 齋木俊治郎⑥ 斉藤洋介③ 佐和吉敬⑪ 塩谷宜数⑤ 篠原正泰① 正徳英俊① 高島隆三郎① 瀧川祥也① 武木田誠一③ 竹田典高① 田中康則⑫ 長久公彦① 壺阪政和⑥ 長田俊介① 萩原唯典② 濱中 剛⑤ 久斗讓二① 松岡淳朗⑦ 的埜晃大⑥ 三木一正③ 門口雅彦① 安田宏行⑫ 山口義弘③ 山下裕史⑤ 横田勝好⑦ 米澤重宏② 大塚精工株式会社⑫ 学校法人摺河学園⑫ 永井産業株式会社㉟ 御国色素株式会社⑮ ヤマサ蒲鉾株式会社㉟
第4地区	加古川市 (平岡町土山 地区を除く) 高砂市 三木市 小野市 加東市	38	伊藤正裕① 枝川潤一⑧ 大庫良一⑤ 大辻利紀⑤ 大西淳滋郎⑤ 岡田洋一③ 岡田義則⑧ 小川 豊⑦ 金谷和明① 京谷歳平④ 栗原英治⑥ 栗原直樹① 湖中明憲⑬ 城 貴博⑨ 多木隆元⑤ 瀧川松平④ 辰己孝男⑤ 田中靖宏④ 田邊 誠⑧ 都倉達殊⑦ 戸崎寿人① 中田美晴⑩ 中野哲郎⑥ 西尾 透⑦ 橋本真人② 長谷川昌美⑫ 長谷川吉弘⑦ 前川真一郎② 前島克彦① 松崎正誠① 松本浩一⑧ 三村浩之③ 山田基嗣② 山本亜也夫① 株式会社籠谷⑬ 金谷紙業株式会社⑬ ニシカワ食品株式会社⑫ 株式会社マルアイ⑥
第5地区	加古川市 平岡町土山 地区 明石市 加古郡 神戸市西区 // 垂水区	6	浅井達哉② 大西和樹② 大山重勝④ 平崎泰彦④ 森本幸吉⑨ 株式会社東播自動車教習所⑫

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。
※総代のお名前の開示につきましては、総代就任時等にご承諾をいただいています。

■ 第79期通常総代会の決議事項について

2026年6月26日開催の第79期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り決議されました。

1. 報告事項

第79期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 決議事項

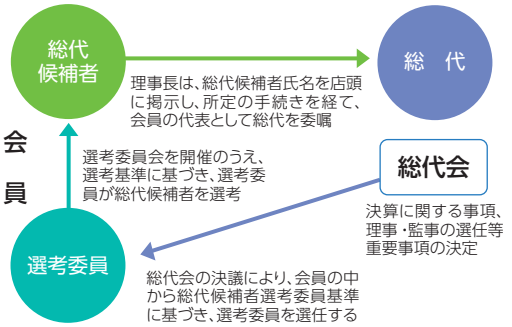
- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事10名選任の件
- 第4号議案 監事3名選任の件

- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与の支給の件

※今年度の出資配当金は、創業100周年にあたり、会員皆様の日頃のご支援に感謝し、従来の年6%に2%の記念配当を加え、年8%にさせていただきました。

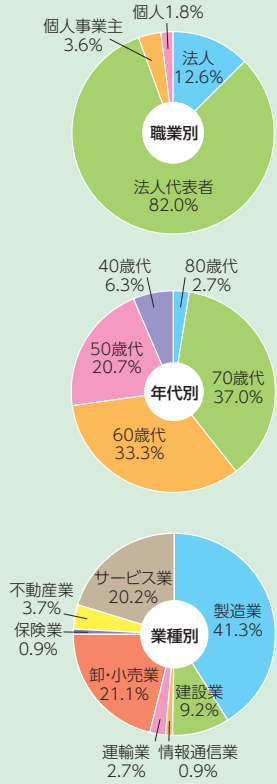
■総代会制度のイメージ

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。



《総代の属性別構成比》

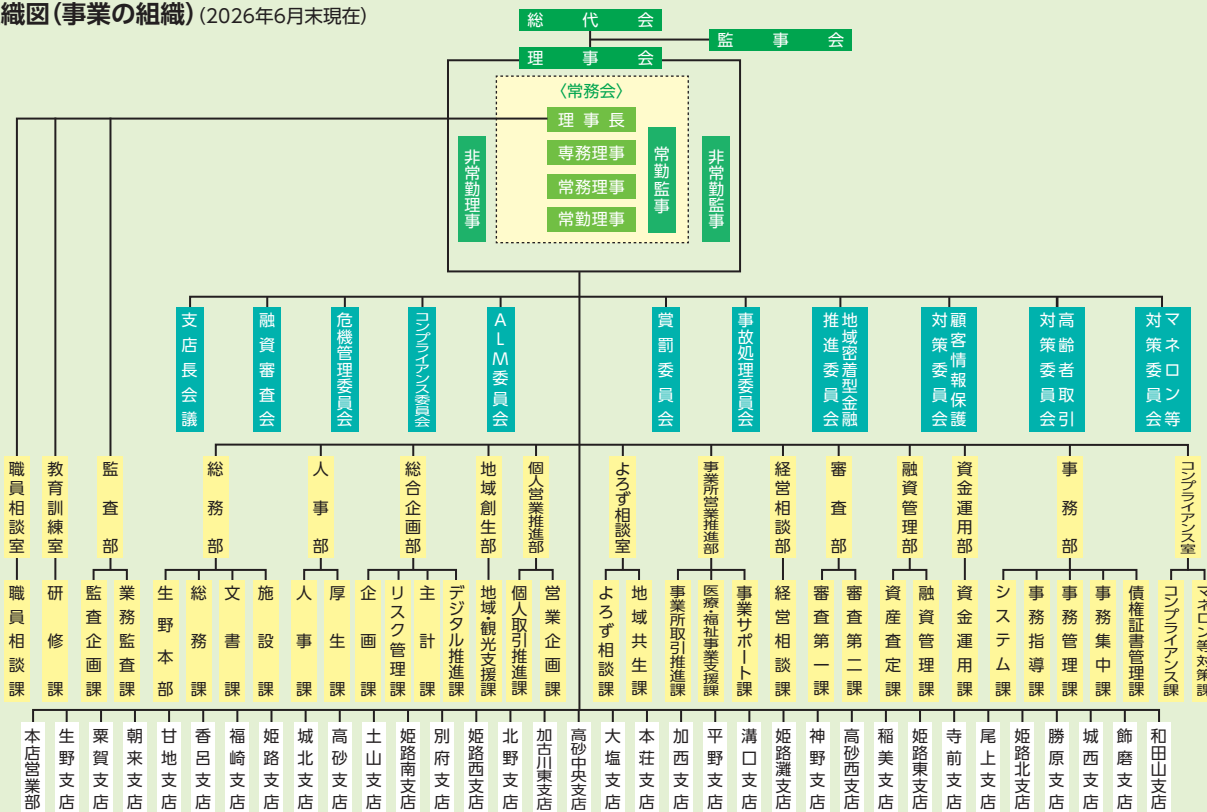
(2026年6月末現在)



※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主で算出しています。
※年代別の構成比は、法人の場合は代表者の年令で算出しています。

組織体制、店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)

組織図(事業の組織)(2026年6月末現在)



総代会

総代会は、信用金庫の最高意思決定機関で、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

理事会

理事会は、総代会において選任された理事により構成され、理事長等の代表理事を選定するほか、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する機関です。

常務会

常務会は、常勤理事をもって構成され、理事会からの委任事項や理事会の諮問事項を協議するほか、当金庫の業務推進等に関わる基本方針および経営計画について協議を行うとともに、金庫業務全般の監理・統括を行う機関です。

監事会

監事会は、監事全員をもって構成され、理事の職務執行に関する監査方針等を決定する機関です。

また、監事は業務監査および会計監査を実施し、監査報告書を作成します。

■役員一覧(2026年6月末現在)

(理事・監事の氏名及び役職名)

理事長 桑田純一郎 (代表理事)	常勤理事 玉川義雄
専務理事 大西伸吾 (代表理事)	常勤理事 赤松一人
専務理事 田中和彦 (代表理事)	常勤理事 桑田竜一郎
常務理事 浅原亮太 (代表理事)	常勤理事 小林幹政
	常勤理事 山本賢造
	理事 神澤佳裕 (※1)
	常勤監事 中嶋孝司 (※2)
	監事 中野利章
	監事 北川洋士 (※2)

(※1)理事 神澤 佳裕は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2)監事 中嶋 孝司・北川 洋士は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗のご案内

(2026年6月末現在 34店舗)

① 本店	加古川市加古川町溝之口772	☎(079)422-7721
② 本店別館	加古川市加古川町平野367	☎(079)423-2300
③ 生野本部	朝来市生野町口銀谷511	☎(079)679-2253

東播磨・加西地区

(15店舗)

① 本店営業部	加古川市加古川町溝之口772	☎(079)422-7711
② 平野支店	加古川市加古川町平野367	☎(079)421-2721
④ 加古川東支店	加古川市平岡町新在家716-13	☎(079)425-4151
⑤ 土山支店	加古川市平岡町土山1203-1	☎(078)942-5851
⑥ 北野支店	加古川市野口町北野1139-3	☎(079)425-0373
⑦ 別府支店	加古川市別府町別府618-2	☎(079)437-3201
⑧ 神野支店	加古川市神野町西条416-1	☎(079)438-1003
⑨ 尾上支店	加古川市尾上町旭1-45-2	☎(079)422-5551
⑩ 高砂支店	高砂市米田町米田971-1	☎(079)431-6833
⑪ 高砂中央支店	高砂市高砂町米町373-1	☎(079)443-3122
⑫ 高砂西支店	高砂市曾根町801-5	☎(079)447-1203
⑬ 大塩支店	高砂市北浜町西浜1208-50	☎(079)254-3432
⑭ 本荘支店	加古郡播磨町北本荘1-10-15	☎(079)435-2055
⑮ 稲美支店	加古郡稲美町国岡2-10-6	☎(079)492-3222
⑯ 加西支店	加西市北条町横尾381-7	☎(0790)43-1231

姫路地区

(12店舗)

⑰ 姫路支店	姫路市二階町111	☎(079)224-2171
⑱ 姫路南支店	姫路市東延末3-6	☎(079)285-3711
⑲ 姫路東支店	姫路市花田町加納原917-1	☎(079)253-9210
⑳ 姫路北支店	姫路市御立西6-1-39	☎(079)293-2011
㉑ 姫路西支店	姫路市飾西640	☎(079)266-9231
㉒ 姫路灘支店	姫路市白浜町宇佐崎中1-37-3	☎(079)245-1011
㉓ 城西支店	姫路市土山3-7-30	☎(079)298-2201
㉔ 城北支店	姫路市増位本町1-1-9	☎(079)281-5421
㉕ 飾磨支店	姫路市飾磨区横2-19	☎(079)235-2300
㉖ 勝原支店	姫路市勝原区熊見77-3	☎(079)230-3111
㉗ 香呂支店	姫路市香寺町香呂3	☎(079)232-1011
㉘ 溝口支店	姫路市香寺町溝口555-4	☎(079)232-7715

朝来・神崎地区

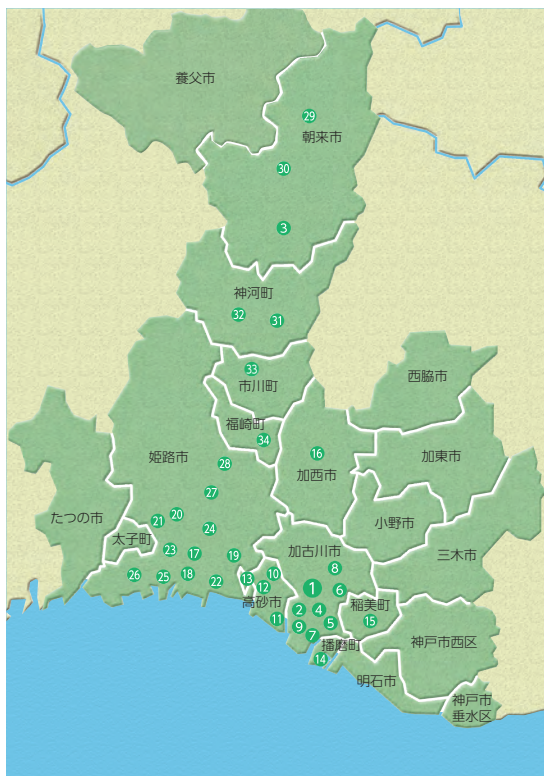
(7店舗)

③ 生野支店	朝来市生野町口銀谷511	☎(079)679-2251
④ 和田山支店	朝来市和田山町枚田790	☎(079)672-5500
⑤ 朝来支店	朝来市新井128-1	☎(079)677-1121
⑥ 栗賀支店	神崎郡神河町栗賀町366	☎(0790)32-1121
⑦ 寺前支店	神崎郡神河町寺前219-3	☎(0790)34-1710
⑧ 甘地支店	神崎郡市川町甘地834-1	☎(0790)26-1121
⑨ 福崎支店	神崎郡福崎町西田原1403-1	☎(0790)22-1221



※全店舗のATMコーナーにAEDを備え付けています。

※全店舗のATMコーナーは365日稼働。



1 本 店



2 本店別館・平野支店



3 生野本部・生野支店



4 加古川東支店



5 土山支店



6 北野支店



7 別府支店



8 神野支店



9 尾上支店



10 高砂支店



11 高砂中央支店



12 高砂西支店



13 大塩支店



14 本荘支店



15 稲美支店



16 加西支店



17 姫路支店



18 姫路南支店



19 姫路東支店



20 姫路北支店



21 姫路西支店



22 姫路灘支店



23 城西支店



24 城北支店



25 飾磨支店



26 勝原支店



27 香呂支店



28 溝口支店



29 和田山支店



30 朝来支店



31 栗賀支店



32 寺前支店



33 甘地支店



34 福崎支店

出張所(店外ATM)のご案内

(2026年6月末現在 71出張所)

東播磨・加西地区

(36出張所)

- 1 加古川市役所出張所
- 2 ヤマトヤシキ加古川店出張所
- 3 ニッケパークタウン出張所
- 4 加古川中央市民病院出張所
- 5 マルアイ中津出張所
- 6 マルアイ木村出張所
- 7 マックスバリュ友沢出張所
- 8 マックスバリュ今福出張所
- 9 マルアイ今福出張所
- ★ 10 マックスバリュ安田出張所
- 11 イオンタウン野口出張所
- 12 マルアイ野口出張所
- 13 東加古川駅前出張所
- 14 マルアイ東加古川出張所
- 15 イオンタウン東加古川出張所
- 16 マルアイ城の宮出張所
- 17 BiVi土山出張所
- 18 マックスバリュ水足出張所
- 19 加古川石守ショッピングタウン出張所
- 20 県立加古川医療センター出張所
- 21 マルアイ本社・神野店出張所
- 22 マルアイ八幡出張所
- 23 アリオ加古川出張所
- 24 マルアイ一色出張所
- 25 マルアイ浜の宮出張所
- 26 イオンタウン加古川西出張所
- 27 コーポ神吉出張所
- 28 マックスバリュ宝殿出張所
- 29 アスパ高砂出張所
- 30 マルアイ曾根出張所
- 31 高砂市役所出張所
- 32 マルアイ伊保出張所
- 33 コーポ播磨出張所
- 34 マルアイ六分一出張所
- 35 マックスバリュ稲美出張所
- 36 イオンモール加西北条出張所

(●は平日のみの稼働。その他の出張所は原則、365日稼働しますが、設置施設の休業日等には稼働しない場合もあります。)
(★は他金庫との共同設置出張所のため、通帳での取引ができない出張所で、ご利用日・時間帯によっては、手数料が必要になる場合があります。)

姫路地区

(27出張所)

- 1 マックスバリュ溝口出張所
- 2 マックスバリュ豊富出張所
- 3 姫路聖マリア病院出張所
- ★ 4 コーポ砥堀出張所
- 5 イオン姫路出張所
- 6 マルアイ広峰出張所
- 7 マルアイアンピック出張所
- 8 マックスバリュ宮西出張所
- 9 山陽姫路駅出張所
- ★ 10 コーポ田寺出張所
- 11 マックスバリュ安室出張所
- 12 マックスバリュ書写出張所
- 13 マックスバリュ町田出張所
- 14 マックスバリュ青山出張所
- 15 ヤマダストアー新青山出張所
- ★ 16 姫路赤十字病院出張所
- 17 マックスバリュ西今宿出張所
- 18 マックスバリュ岡田出張所
- 19 姫路亀山出張所
- 20 マックスバリュ英賀保出張所
- ★ 21 イオンモール姫路大津出張所
- 22 マルアイ広畑出張所
- 23 マルナカ広畑出張所
- 24 ヤマダストアー花田出張所
- 25 イオンタウン姫路別所出張所
- 26 マックスバリュ東山出張所
- 27 的形出張所

朝来・神崎地区

(8出張所)

- 1 朝来市役所出張所
- 2 イオン和田山店出張所
- 3 フレッシュバザール和田山玉置出張所
- 4 山東出張所
- 5 公立神崎総合病院出張所
- 6 マックスバリュ市川出張所
- 7 ライフ福崎出張所
- 8 JR福崎駅出張所

子会社等の概要

(2026年3月末現在)

名 称	但陽ビジネスサービス株式会社	☎(079) 423-0231
所 在 地	加古川市加古川町平野367 本店別館内	
資 本 金	1,000万円	
事 業 内 容	現金精査・整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務	
設 立 年 月 日	2000年10月12日 (決算/毎年3月末)	

当金庫の出資比率	100%
常 勤 役 員 数	1名
社 員 数	20名
当 期 売 上 高	121,646千円
経 常 利 益	7,218千円
当 期 純 利 益	5,017千円

“よろず相談所”
 **但陽信用金庫**
こまったら《たんよう》へ
〒675-0064 加古川市加古川町薄之口772
電話 (079) 422-7721 (代)

<https://www.tanyo-shinkin.co.jp> 